

官報

号外

平成九年五月二十九日

第百四十回 衆議院會議録 第四十号

平成九年五月二十九日(木曜日)

議事日程 第二十六号

平成九年五月二十九日

午後一時開議

- 第一 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 金融委員会設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)
- 第三 金融監督庁設置法案(内閣提出)
- 第四 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 金融委員会設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)
- 日程第三 金融監督庁設置法案(内閣提出)
- 日程第四 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

午後一時四十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。通信委員長木村義雄君。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(木村義雄君登壇)

○木村義雄君 ただいま議題となりました電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととする等所要の改正を行うものであるものであります。
本案は、去る五月二十日本委員会に付託され、

同月二十二日堀之内郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 金融委員会設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)

日程第三 金融監督庁設置法案(内閣提出)

日程第四 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、金融委員会設置法案、日程第三、金融監督庁設置法案、日程第四、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。行政改革に関する特別委員長綿貫民輔君。

金融委員会設置法案及び同報告書

金融監督庁設置法案及び同報告書

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(綿貫民輔君登壇)

○綿貫民輔君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。

まず、鈴木淑夫君外四名提出の金融委員会設置法案について申し上げます。

本案は、金融政策の決定に関する事務を行わせるとともに、金融機関等に対する監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として金融委員会を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する事項の決定に関する事務を行うとともに、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の監視を行うこと。

第二に、金融委員会は、九人の委員をもって組織することとし、委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する任命委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもってこれに充てること。また、議長は、委員のうちから互選した者について、内閣総理大臣が任命し、天皇がこれを認証することとし、金融委員会の議長及び委員は、独立してその職権を行うこと。

第三に、金融委員会に、証券取引等監視委員会を置くこと。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十六日提出者鈴木淑夫君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、二十八日参考人から意見を聴取し、同日質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

次に、内閣提出の両法律案について申し上げます。

まず、金融監督庁設置法案について申し上げます。

本案は、市場原理を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するための金融行政機構改

革の一環として、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として金融監督庁を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、金融監督庁は、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等の検査その他の監督及び証券取引等の監視を行うほか、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと、

第二に、金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。金融監督庁長官は、所掌事務に關し、關係行政機関の長に対して資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができること、

第三に、金融監督庁長官及び金融関連業者に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができること、

第四に、金融監督庁長官は、大蔵大臣に対し、金融制度等の企画または立案についての意見を述べることができ、金融監督庁長官及び大蔵大臣は、相互に緊密な連絡をとるものとする。と、

第五に、金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置くこととしております。

次に、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を行うものとしてあります。

両法律案は、去る三月十一日本院に提出され、四月二十四日本院において趣旨説明をそれぞれ聴取した後、質疑を行い、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日堀山内閣官房長官から提案理由の説明をそれぞれ聴取し、昨二十八日まで九回にわたり政府等に対する質疑を行ってまいりました。この間、二十六日には池田元久君外一名から両法律案に対しそれぞれ修正案が提出され、同日趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。また、二十八日には参考人から意見を聴取する等慎重に審査を重ね、同日質疑を終了し、討論の後、採決を行いましたところ、両修正案はそれぞれ賛成少数をもって否決され、内閣提出の両法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。富田茂之君。

(富田茂之君登壇)

○富田茂之君 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました鈴木淑夫君外四名提出の金融委員会設置法案に賛成し、政府提出の金融監督庁設置法案、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し反対の立場から、討論を行います。

急速に進展する金融技術の革新や規制緩和等を背景とする金融のグローバル化などを踏まえたとき、証券、保険等を含め、金融サービス業全体を視野に入れた抜本的な金融改革の断行が急務であります。

とりわけ、今最も求められていることは、数々の失敗を繰り返して、限界を露呈した、密室の行政指導によるいわゆる護送船団行政から脱却して、預金者や投資家を保護するとともに、自己責任に基づく公正な競争の促進という市場原理を貫徹することであり、事前に明らかにされた透明性の高い公正なルールに基づく行政へと転換することにあります。

もし、今、経済の心臓、血液ともいうべき金融が世界に劣後することになれば、それは、我が国経済が国際的な競争から脱落せざるを得ないということを意味します。この点から見て、政府・与党のこれまでの対応は時代の要請から大きく立ちおくれであり、その象徴的なあらわれが今回政府が提出した金融監督庁設置法案であります。

この法案は、行政改革の名に全く値しないばかりか、国民の血税を投入せざるを得なくなった住専問題やたび重なる金融不祥事等について、なぜ大蔵省による金融検査監督行政が十分に機能しなかったのかという点について何らの反省も感じられず、むしろ大蔵省の行政権限を拡大する内容となっております。

以下、政府案に反対し、我が党案に賛成する理由を申し述べます。

その第一は、政府案は、金融の検査監督行政を大蔵省から切り離すに当たって、中央省庁の中にいたずらに新しい組織をつくったため、効率化、スリム化という行政改革の流れに逆行していることとあります。政府案は、来るべき金融の抜本改革を全く視野に入れておらず、大蔵省を初めとする行政当局の権限維持のみに腐心した結果、何のために新しい機関を創設するのか全くわからなくなっております。

これに対し、新進党案は、金融検査監督行政を大蔵省から切り離すに際し、これを金融政策を担当する金融委員会の所掌とすることで、行政改革の趣旨に沿った効率的でスリムな中央省庁の仕組みをつくらうとするものです。金融検査監督行政と金融政策の間には、財政政策の場合とは異なり、利益相反の関係はなく、むしろ相互に補完関係にあることも、この行政組織改革の根拠となっております。

理由の第二は、政府案は、金融行政における企画立案と検査監督の分離を意図しているにもかかわらず、依然として大蔵大臣に行政権限が集中し、適正な権限の移管や機能の分担が図られてい

ないことであります。

これは、大蔵大臣が民間金融機関等に対し直接資料の提出等を求めることができることとされ、大蔵省から金融監督庁に監督権限を移した事項についても、細目については大蔵省と共同して省令を定めることとされており、また、個別金融機関の破綻処理についても、まず金融監督庁が担当しますが、信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときには事前に大蔵大臣と協議することを義務づけられていること等に端的にあらわれております。

また、住専問題において検査監督行政の二元化に問題があると指摘された信連等農林系統金融機関に対する検査監督についても、農水省の共管相手が大蔵省から金融監督庁に変わるだけで、他に何らの手当てもされておられません。これでは、問題が発生した場合には、大蔵省、金融監督庁、農水省三者による責任の押しつけ合いや協議のおくれによる混乱が懸念されております。

さらに、一九九八年度導入予定である、裁量行政の不透明さを排除し、客観的な基準である自己資本比率に基づいて銀行に対する改善命令、業務停止等の早期是正措置の発動も、本来金融監督庁行政の根幹となるべきであるにもかかわらず、大蔵省との共管事項とされ、金融監督庁単独での発動は不可能となっております。

結局、政府案では、大蔵省から独立して金融監督庁自身の決断でできることはほとんどなく、行政の二元性、煩雑性を招くなど、金融行政システムの将来に禍根を残すものとならざるを得ないと考えます。

以上、我が党案に賛成し、政府案に反対する主な理由を申し述べました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君。

(岸田文雄君登壇)

○岸田文雄君 私は、自由民主党を代表して、内閣提出の金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に

賛成、新進党から提出された金融委員会設置法案に反対の立場から、討論を行います。

住専問題を初めとする金融機関の不良債権問題、さらには大和銀行事件を始めとする金融不祥事等を契機として、国民各層から金融行政に対しなされたさまざまな批判はまことに大きなものがありまして、その批判を真摯に受けとめ、新たな金融サービスの出現や金融市場のグローバル化などの激動する時代の変化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確立することは、極めて重大な課題であります。

また、日本版ビッグバンと称される我が国の金融システム改革に臨み、金融市場の活性化、金融機関の国際競争力の強化、自己責任原則の確立が急務とされるところでありますが、こうした改革の動きにも対応し得る金融行政を早急に確立しなければなりません。

政府案は、こうした課題に対処するため、民間金融機関等に対する検査監督という執行面の機能を総理府設置の金融監督庁が担い、企画立案という政策面の機能を大蔵省が分担するという体制を旨とするものであります。

このように、金融監督庁と大蔵省との間の明確な機能分担と両者の適切な緊張関係のもとで、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資することになると考えるところであります。

また、政府案は、金融機関等の破綻処理においては、信用秩序の維持を図るため、検査監督を担う金融監督庁長官と企画立案を分担する大蔵大臣とが明確な役割分担のもとで必要な連携を図ることにより、金融危機管理に万全を期することになつていくものであります。

なお、新進党提出の金融委員会設置法案は、金融委員会を国家行政組織法第三条の委員会として総理府に設置すること等を内容とするものでありますが、金融機関の検査監督は、経済や国民生活に重大な悪影響を及ぼすことのないよう、預金者

保護、信用秩序維持等を図ることを目的とするものであって、議院内閣制のもとで内閣が明確に責任を担うべき性格のものである等の理由から、反対であります。

昨今、第一勧業銀行が総会屋グループへの融資に關して大蔵検査で虚偽報告を繰り返したという不祥事が報じられております。こうした有力都銀の不祥事が、日本の金融機関の体質や日本の金融行政に対する国際的な信用失墜につながるのではないかと危惧する声が出ています。ビッグバンにより迎える新たな国際的な大競争は、金融商品やサービスの質の競争であるとともに、信用力の競争であるとも言われています。

政府案により新たに設置される金融監督庁が、民間金融機関等に対する検査監督を専門的に行う機関として、その検査監督機能を適切に発揮していくことにより、国民からのみならず国際的にも信頼される日本の金融行政が実現することを切に期待いたします。私の討論を終わります。

(拍手)
○議長(伊藤宗一郎君) 藤田幸久君。
(藤田幸久君登壇)

○藤田幸久君 私は、国民の負託を受けた国会議員として、内閣提出の金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案並びに新進党提出の金融委員会設置法案の両案に反対する民主党的立場から、意見を申し上げます。

金融ビッグバンの時代に対応した金融行政への改革を目指す今回の金融行政機構の改革は、橋本総理による閣内閣改革の第一弾となる重要な意義を持つものです。しかしながら、政府案では、行政改革特別委員会の審議でも重ねて指摘されたように、財政と金融の分離が不十分と言わざるを得ません。信用秩序の維持のみならず、取引所や業界団体の監督、金融監督に付随するはしの上げおろしのような規則や通達まで引き続き大蔵省が関与するというのでは、まさに大蔵省天動説の容認

と言わざるを得ません。

金融の企画立案と検査監督の間ではなく、まさに財政と金融の間にこそミシン目を入れるべきであります。資源の配分を政治的に決定しようとする財政の論議から、金融行政を組織的にも明確に分離することこそ、真の市場原理を貫徹し、公正なルールに基づく透明な行政を確立するコペルニクスの転換につながることを確信いたします。

昨日の行政改革特別委員会では、企画立案も含めて金融行政全体を総理府に移管し、検査監督行政とそれに密接に關連する企画立案の事務を金融庁に一本化しようとする提案をいたしました。

民主党的案では、日本銀行や預金保険機構など信用秩序維持に關する機関も金融庁に移管し、金融庁長官には、三年間の任期中の身分を保障して、高い独立性を持つて職権を行使できるものとしたします。そうすれば、仮に大地震など突発的な要因で金融危機が発生した場合にも、信用秩序の維持のために、政府案のように一々大蔵大臣にお伺いを立てずとも、独自の判断で即応的な対応ができるのです。

また、住専問題などで指摘されてきた金融検査監督の統制行政の弊害は、政府案では放置されたままです。金融は、昨今の野村証券事件や第一勧業事件にも見られるように、個別の金融機関の融資が互いに連鎖しており、金融検査を一本化して効率的に融資構造全体を把握してその抱えるリスクに対応する必要があります。

住専問題では、大蔵省と農水省が負担と責任を押しつけ合い、問題の処理を先送りして傷口を広げたことが、統制行政の弊害として批判されました。少なくとも金融業務に關しては、監督権限を一本化して責任の所在を明確にすべきではないでしょうか。また、金融監督庁長官を所管する立場とはいえ、内閣の最高責任者である内閣総理大臣が大蔵大臣に事前協議を義務づけられることは、極めて奇異に思われます。

民主党的提案では、監督権限の一元化にあわせて、金融庁長官が事業官庁の大臣に重要な検査結果を報告し、業務停止命令等の処分には事前協議を義務づけて、政府部内で適切な調整を行えるようにしています。こうした体制を整備すれば、政府案のように金融監督庁と事業官庁の共同管轄を続ける必要はないと思われまふ。

さらに、政府案では、金融監督庁は自前の地方組織も持たず、大蔵省の財務局等に検査監督権限を委任することとしています。地方の金融検査官の定員増も、大蔵大臣にお伺いを立てなければ要求することもできません。しかも、立ち上げに際して、金融監督庁職員の九割近くを大蔵官僚が占めることとなります。これでは、金融監督庁が、独立した一つの官庁というよりは、総理府に置かれた大蔵省の植民地かのように映るではありませんか。

人事については、出身官庁には戻さないというノリターンルールを原則とした運営を行うことで、金融行政のプロを育成し、国際的にも信頼される一流の金融監督官庁をつくっていくことができると思ひます。

新進党提出の金融委員会設置法案については、政府案と同様に、大蔵省に金融の企画立案部門を残しており、財政と金融の分離が明確でない点、金融の検査監督の一元化が盛り込まれていない点など、残念ながら金融行政の改革案としてはなお不十分と考えざるを得ません。

以上、申し述べましたとおり、私たちは、民主党的提案として金融庁を実現することこそ、ビッグバン時代に対応した金融行政の抜本的な転換への道と考えております。政府案のような中途半端な改革では、我が国がますます金融市場で国際的な信用を失っていくであらうと思ひます。最後に、一連の行政改革は、政治つまり国会が、官主導、霞が関主導の流れを変えられるかどうかにかかっております。

○議長(伊藤宗一郎君) 藤田幸久君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○藤田幸久君(続) 本院に御出席のお一人お一人の国会議員が十分御認識の上、良識ある御判断を下されることをお願いいたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 木島日出夫君。

(木島日出夫君登壇)

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表して、内閣提出の金融監督庁設置法関連二法案に対して、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法律案が、住問題や一連の金融不祥事について、大蔵省に対する国民の批判を逆手にとって、日本の金融市場全体を弱肉強食の荒波に追いつめ日本版ビッグバンの推進体制をつくることに最大のねらいがあることです。

政府が今進めている日本版ビッグバンなるものは、金融、証券、保険といった業態間の垣根の撤廃、金融新商品の開発の自由化、外国為替取引の自由化など、我が国金融の規制緩和を推し進めようとするものです。その結果、一部の多国籍企業化した金融大資本がますます肥大化する一方で、中小金融機関の整理淘汰が激烈に進められ、地域の産業と経済に重大な影響をもたらす、金融労働者へのリストラ攻撃は強まり、雇用は不安定化します。リスクの高い危険商法やギャンブル化した投機的金融取引がはびこることも必至です。

大銀行本位の破綻処理を進める役割を持って金融監督庁が設置されようとしていることは明らかです。金融の公共性をないがしろにするこのようなビッグバン体制を認めるわけにはいきません。

第二の理由は、本法律案による検査監督体制自体が極めて不十分であるということです。

現在の検査監督体制が全く不十分であることは、大和銀行事件や最近の野村証券事件、第一勧業銀行の不正事件に対する大蔵省の対応を見ても

明らかです。今日求められていることは、こうした不十分な検査監督体制を抜本的に改めて、銀行の不正行為や金融不祥事の再発を防止し、不祥事に対し徹底したメスを入れられる体制をつくることです。

本法律案で、金融に対する検査監督権を持つこととなる金融監督庁に対して、引き続き大蔵省がさまざまな形で介入、関与できる余地を残していること一つ見ても、金融監督庁は第二の大蔵省になるだけで、金融監督機能が強まることは全く期待できないことは明白であります。

とりわけ、政党が金融業界から多額な企業献金を受けていたり、官僚が金融業界に天下つていては、不祥事を引き起こした銀行や証券会社に対してまともな検査監督ができないだけではなくて、金融行政全体の民主的転換もできません。企業・団体献金の禁止、ディスクロージャーの徹底、官僚の天下り禁止は不可欠です。しかし、本法律案にはそのかけらさえも見出すことができません。

第三の理由は、消費者保護について全く触れられていないことでもあります。

金融監督庁の任務として、法案の中には、預金者、保険契約者、投資者保護の規定はありませんが、消費者保護や銀行からの借り手保護の規定はあります。今日、銀行が消費者に過剰融資を押しつけるなどして、消費者と金融機関の紛争がふえています。変額保険では、被害者の中から自殺者までが出ています。日本版ビッグバンが進展すれば、被害者の増大は必至であります。アメリカより十五年おくれていると言われている我が国の消費者保護対策を抜本的に改めることは緊急の課題になっていますが、本法律案はこれについても全く対策がありません。

以上が、政府案に反対する理由です。

なお、新進党の対案につきましては、日本版ビッグバンを推進する体制整備を図るもので賛成できないことを申し上げまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三及び第四の両案を一括して採決いたします。

西案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

出席國務大臣

郵政大臣 堀之内久男君
國務大臣 梶山 静六君

○議長(伊藤宗一郎君) 報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

(指名通知)
一、去る二十七日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員鰐淵俊之君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)
一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律
地方自治法の一部を改正する法律
河川法の一部を改正する法律

(委員推薦通知)
一、去る二十七日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(豪雪地帯対策特別委員会) 笹山 登生君
(政府委員承認)

一、去る二十七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

資源エネルギー庁長官 江崎 格
一、昨二十八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長 浦部 和好
(政府委員任命)

一、去る二十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十七日議長において承認した江崎格を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十八日議長において承認した浦部和好を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)
一、去る二十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
資源エネ 太田信一郎 (解職) 平九三三
長官事務 代理
一、昨二十八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
外務省 東郷 和彦 (解職) 平九三三
局長事務 代理
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員
一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

田邊 國男君 奥山 茂彦君
原田 義昭君 栗原 博久君
柳本 卓治君 河井 克行君
西村 章三君 石垣 一夫君
奥山 茂彦君 安倍 晋三君
熊谷 市雄君 大野 松茂君
栗原 博久君 中野 正志君
滝 実君 渡辺 博道君
吉川 貴盛君 砂田 圭佑君
石垣 一夫君 一川 保夫君

決算委員

補欠

田邊 國男君 奥山 茂彦君
原田 義昭君 栗原 博久君
柳本 卓治君 河井 克行君
西村 章三君 石垣 一夫君
奥山 茂彦君 安倍 晋三君
熊谷 市雄君 大野 松茂君
栗原 博久君 中野 正志君
滝 実君 渡辺 博道君
吉川 貴盛君 砂田 圭佑君
石垣 一夫君 一川 保夫君

野田 毅君

木村 太郎君

達増 拓也君

川内 博史君

仙谷 由人君

熊谷 市雄君

平田 米男君

吉井 英勝君

吉川 貴盛君

下地 幹郎君

松浪健四郎君

笹木 竜三君

武山百合子君

玄葉光一郎君

若松 謙維君

生方 幸夫君

渡辺 周君

大野 松茂君

達増 拓也君

佐々木憲昭君

砂田 圭佑君

山口 泰明君

一川 保夫君

木村 太郎君

平田 米男君

川内 博史君

武山百合子君

玄葉光一郎君

若松 謙維君

安倍 晋三君

河井 克行君

下地 幹郎君

柳本 卓治君

中野 正志君

吉川 貴盛君

渡辺 博道君

砂田 圭佑君

吉川 貴盛君

石垣 一夫君

奥山 茂彦君

栗原 博久君

河井 克行君

石垣 一夫君

安倍 晋三君

河井 克行君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

河村 建夫君

会、河村たかし君外四名提出)、市民活動促進法案(第百三十九回国会、熊代昭彦君外四名提出)及び非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成九年五月二十八日

内閣委員長 伊藤 忠治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(議案提出)

一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

(議案付託)

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二六号) 外務委員会 付託

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(田中真紀子君外九名提出、衆法第三二号)

文教委員会 付託

平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

以上二件 決算委員会 付託

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(内閣提出第六九号)

行政改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

スポーツ振興法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛庁における外国人留学生受託教育に関する質問主意書(家西恒君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎治療によるステロイド剤の副作用と被害に関する質問に対する答弁書

平成九年四月二十一日提出

質問 第一七号

アトピー性皮膚炎治療によるステロイド剤の副作用と被害に関する質問主意書

提出者 平田 米男

アトピー性皮膚炎治療によるステロイド剤の副作用と被害に関する質問主意書

乳幼児だけでなく、思春期や成人にも増えているアトピー性皮膚炎の治療には、消炎剤のステロイド外用剤(副じん皮質ホルモン剤)が広く使用されているが、アトピー性皮膚炎は治療期間も長く投薬量も多くなるため、ステロイドの強い副作用に悩まされる患者は絶たない。また長期に投与され続けたステロイド外用剤を中止すると「リバウンド現象」が起き、身体中が痛み、かゆみは極限に達し、皮膚は悲惨な症状になる。従って「ステロイド外用剤を使用しないアトピー性皮膚炎の治療の確立」が早期に必要であり、行政対応が急務であると考え、次の事項について質問する。

一 社会問題となっているアトピー性皮膚炎の実態をどこまで把握できているか明らかにされた

い。

二 成人アトピー性皮膚炎について把握されているのか、また実態調査はされているのか明らかにされたい。

三 成人アトピー性皮膚炎の実態把握に際し、医療機関だけでなく、全国各地にある患者団体を通じての調査を行う考えはないのか明らかにされたい。

四 ステロイド外用剤によるアトピー患者の被害実態はつかめているのか明らかにされたい。

五 難治性アトピーはステロイド外用剤の長期連用による皮膚障害ではないのか明らかにされたい。

六 ステロイド外用剤の長期連用を禁止すべきと考えが、どうか。明らかにされたい。

七 ステロイド外用剤のリバウンド症状やステロイド依存症、副作用による若年性白内障の発現で苦しむ成人患者の救済制度はあるのか明らかにされたい。

八 医師の処方箋がなくても入手できるステロイド外用剤に連用禁止の効能書を添付すべきであるが、対応はいかが考えるか、また扱う薬局、薬店に正しい販売指導を行っているのか明らかにされたい。

九 ステロイド外用剤を使用しない治療法の研究はなされているのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一四〇第一七号

平成九年五月二十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎治療によるステロイド剤の副作用と被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎治療によるステロイド剤の副作用と被害に関する質問に対する答弁書

一について

アトピー性皮膚炎は、慢性に経過するかゆみの強い湿疹を主たる症状とする疾病であり、その発症機序等については、多くの場合、アレルギー体質等のアトピー素因が存在するといわれているが、現時点においては不明な点が多い。

厚生省においては、平成四年度から平成六年度までの「アレルギー総合研究事業」並びに平成七年度及び平成八年度の「長期慢性疾患総合研究事業」においてアトピー性皮膚炎研究班及び疫学研究班を設置し、実態の把握、病因及び病態の解明並びに治療法の開発に努めてきたところであり、平成九年度においては、「免疫・アレルギー等研究事業」において研究班を設置して引き続き実態の把握等に努めることとしている。

厚生省の疫学研究班が「アレルギー総合研究事業」において実施したアレルギー疾患の全国疫学調査（以下「全国疫学調査」という。）によれば、アトピー性皮膚炎は増加の傾向にあり、平成六年度における有病率（調査時点において疾病を有する者の割合をいう。以下同じ。）は、小児（中学生以下の者をいう。）十・三パーセント及び成人（小児以外の者をいう。以下同じ。）七・四パーセントである。

二について

アトピー性皮膚炎は、一般に乳幼児期に始まり、その多くは成長とともに治癒するが、思春期まで遷延するものもあり、最近では成人の難治症例が増加しているといわれている。全国疫学調査によれば、成人のアトピー性皮膚炎の有病率は七・四パーセントであり、また、平成五年十月における厚生省の患者調査によれば、調査期日にアトピー性皮膚炎及び関連病態により医療機関を受診した患者数は、全国で約三万三千人と推計されており、そのうち二十歳以上の者は約一万一千人である。

三について

御指摘の患者団体を通じて調査については、患者団体は、成人のアトピー性皮膚炎の実態把握に関する疫学的な調査の対象集団としては適当でないと考えられる場合もあるため、現在のところ実施する予定はない。

四について

医薬品による副作用については、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第六十九条又は第七十七条の四の二の規定に基づく医薬品製造業者、輸入販売業者等からの報告及び医療機関からの報告により把握している。御指摘のアトピー性皮膚炎の治療に用いられたステロイド外用剤の副作用については、医薬品及び疾病を特定して検索できる平成六年九月以降の報告について調査したところ、九件の報告が行われている。

五について

難治性アトピーとステロイド外用剤の長期連用の関係については、これに関して厚生省の

トピー性皮膚炎研究班が行った研究報告においては、顔面へのステロイド外用剤の長期連用の危険性とその中止による重症化を指摘するもの（平成六年度）、ステロイド外用剤は適切に使用すれば皮膚萎縮等の副作用は回避できる可能性が高いとするもの（平成七年度）、これまでステロイド外用剤による可能性が指摘されていた症状のうちいくつかはその可能性が否定的であると考えられるとするもの（平成八年度）等があり、いまだその評価は定まっていないものと考えている。

六及び八について

御指摘のステロイド外用剤を始め医薬品については、一般に、薬事法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認された内容に従い、患者の症状等に応じ、医療上の必要がある場合に使用されるものであり、御指摘のようにステロイド外用剤の長期連用を禁止するような措置を採ることは適当でないと考える。

しかしながら、適正な使用を確保するため、ステロイド外用剤のうち医療用医薬品については、「精神神経用剤等の使用上の注意事項について」（昭和五十二年七月六日付け薬発第百三十八号薬務局長通知）に基づき、従来から添付文書の使用上の注意事項の欄（以下「注意事項の欄」という。）において長期連用についての注意喚起を行うとともに、医師が患者の症状等に応じてその経過を観察しながら使用期間を判断しているところである。

ステロイド外用剤のうち一般用医薬品については、「一般用医薬品の使用上の注意記載要領

について」（昭和五十二年八月十日付け薬発第百四十号薬務局長通知）に基づき、従来から一定期間使用しても症状の改善が見られない場合には、使用を中止し、医師、薬剤師等に相談すべきことが注意事項の欄に記載されている。また、一定量以上の副腎皮質ホルモンを含有するものについては、製造業者において長期連用をしない旨を注意事項の欄に記載する対応が採られていると承知している。

御指摘の薬局及び薬店における医薬品の販売については、「薬局業務運営ガイドライン」（平成五年四月三十日付け薬発第百八号薬務局長通知）を定め、薬局において適切な服薬指導を行うよう指導しているところであり、また、薬事法等の一部を改正する法律（平成八年法律第百四号）において、薬事法に第七十七条の三第四項の規定が追加され、医薬品を一般に購入する者又は使用する者に対し医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供することが、薬局開設者及び医薬品の販売業者の努力義務とされたため、これに基づいて、これらの者に対して、必要に応じて添付文書に記載された事項等を分かりやすく説明すること等について指導を行っているところである。

七について

適正な使用目的で適正に使用されたにもかかわらず生じた医薬品の副作用による健康被害については、医薬品副作用被害救済制度の対象となるものであり、御指摘のステロイド外用剤の副作用による健康被害についても、その健康被害が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十八条第

一項各号に規定する要件に該当する場合には、同条第二項第二号に該当する場合を除き、同法に基づく救済給付が行われることとなる。

九について

ステロイド外用剤を使用しないアトピー性皮膚炎の治療法の研究については、これまで、「長期慢性疾患総合研究事業」の中で、移植免疫抑制薬の外用、海洋深層水療法、難治化した場合におけるソラレン長波長紫外線治療(PUVVA療法)等の有効性について実施してきたところであり、平成九年度に実施する「免疫・アレルギー等研究事業」においても引き続きこれらの治療法の研究を推進していくこととしている。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤本 孝雄

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号から第七号まで及び第十二項を削る。

第十四条第三項中「及び第十一条第一項第二

号を除く。」を、並びに第十一条第一号及び第三号に改める。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第九十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十一条の二を削る。

第九十一条の三を削る。

附則第十九条中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に改める。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号を次のように改める。

七 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

第五条第二項第八号中「前号に規定する」を削り、「外国人人工衛星局」を「無線局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電

気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととする等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 電気通信事業法の一部改正関係

(一) 第一種電気通信事業の許可の欠格事由のうち外国人性の制限に係るものについて削除すること。

(二) その他規定の整備をすること。

2 電波法の一部改正関係

無線局の免許の欠格事由のうち外国人性の制限に係るものについては、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等には適用しないこととする。

3 施行期日

この法律は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、サービスの貿易に関する一般協定の

第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととする等所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年五月二十八日

通信委員長 木村 義雄
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

金融委員会設置法案

右の議案を提出する。

平成九年五月二十日

提出者

鈴木 淑夫

北脇 保之

島 聡

賛成者

安倍 基雄外六十七名

金融委員会設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 金融委員会

第一節 通則(第二条、第二十二條)

第二節 証券取引等監視委員会(第二十三條、第三十四條)

第三章 職員(第三十五條)

第四章 罰則(第三十六條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融委員会

第一節 通則

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融委員会を設置する。

(任務)

第三条 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する事項を決定するとともに、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護し、並びに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

(通貨及び金融の調節の理念)

第四条 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する事項を決定するに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

(通貨及び金融の調節に関する意思決定の透明性の確保)

第五条 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

(所掌事務及び権限)

第六条 金融委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づき命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 日本銀行法(平成九年法律第 号)第二十五条第一項第一号の字形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る字形の種類及び条件を決定し又は変更すること。
- 二 日本銀行法第二十五条第一項第二号の貸付に係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付に係る担保の種類、条件及び価額を決定し又は変更すること。
- 三 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第一項に規定する準備率及び基準日等を設定し、変更し又は廃止すること。
- 四 日本銀行法第二十五条第一項第三号に規定する字形又は債券の売買その他の方法による金融市場調節(金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節(公開市場操作を含む。))をいう。の方針並びに当該金融市場調節に係る字形又は債券の種類及び条件その他の事項を決定し又は変更すること。
- 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針を決定し又は変更すること。

- 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する金融委員会としての見解を決定し又は変更すること。
- 七 金融機関の金利を規制すること。
- 八 日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。
- 九 日本銀行券の発行を監督すること。
- 十 日本銀行を監督すること。
- 十一 銀行業、信託業及び無尽業の免許並びにこれらに営む者の検査その他の監督に関すること。
- 十二 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。
- 十三 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を監督すること。
- 十四 生命保険業及び損害保険業の免許並びにこれらに営む者の検査その他の監督に関すること。
- 十五 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第五十五号)に規定する保険契約者保護基金をいう。)の指定及び監督に関すること。
- 十六 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 十七 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の免許及び検査その他の監督に関すること。

- 十八 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。
- 十九 証券業協会の設立の認可及び検査その他の監督に関すること。
- 二十 証券投資信託協会の監督に関すること。
- 二十一 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)に規定する投資顧問業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 二十二 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に関すること。
- 二十三 金融先物取引業(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)に規定する金融先物取引業をいう。)を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。
- 二十四 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。
- 二十五 金融先物取引業協会の検査その他の監督に関すること。
- 二十六 貸金業(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)に規定する貸金業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 二十七 抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)に規定する抵当証券業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 二十八 抵当証券保管機構の指定及び検査その他の監督に関すること。

官 報 (号 外)

二十九 抵当証券業協会の検査その他の監督に
関すること。

三十 商品投資販売業(商品投資に係る事業の
規制に関する法律(平成三年法律第六十八号)
に規定する商品投資販売業をいう。)、特定債
権等譲受業及び小口債権販売業(特定債権等
に係る事業の規制に関する法律(平成四年法
律第七十七号)に規定する特定債権等譲受業
及び小口債権販売業をいう。並びに不動産特
定共同事業(不動産特定共同事業法平成六年
法律第七十七号)に規定する不動産特定共同
事業をいう。を営む者の許可及び検査その他
の監督に関すること。

三十一 前払式証券の規制等に関する法律(平
成元年法律第九十二号)の適用を受ける前払
式証券の規制に関すること。

三十二 預り金(出資の受入れ、預り金及び金
利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法
律第九十五号)に規定する預り金をいう。)
となるべき金銭の受入れについての情報の収
集に関すること。

三十三 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪
事件の調査に関すること。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律(法
律に基づく命令を含む。)に基づき金融委員会
に属させられた事務
(職権の行使)

第七条 金融委員会の議長及び委員は、独立して
その職権を行う。

(組織)
第八条 金融委員会は、委員九人をもって組織す
る。

2 委員は、任命委員六人のほか、日本銀行の総
裁及び副総裁二人をもってこれに充てる。

3 金融委員会に議長を置き、議長は、委員のう
ちから互選した者について、内閣総理大臣が任
命する。

4 議長の任免は、天皇がこれを認証する。

5 議長は、会務を総理し、金融委員会を代表す
る。

6 議長に事故があるときは、あらかじめその指
名する委員が、その職務を代理する。

(任命委員の任命)

第九条 任命委員は、経済又は金融に関して高い
識見を有する者その他の学識経験のある者のう
ちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が
任命する。

2 任命委員の任期が満了し、又は欠員が生じた
場合において、国会の閉会又は衆議院の解散の
ために両議院の同意を得ることができないとき
は、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわら
ず、同項に定める資格を有する者のうちから、
任命委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会に
おいて両議院の事後の承認を得なければならな
い。この場合において、両議院の事後の承認が
得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにそ
の任命委員を罷免しなければならない。

(任命委員の任期)

第十条 任命委員の任期は、五年とする。ただ
し、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期
間とする。

2 任命委員は、再任されることができる。

(任命委員の身分保障)

第十一条 任命委員は、次の各号のいずれかに該
当する場合を除いては、在任中、その意に反し
て罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた
とき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 金融委員会により、心身の故障のため職務
の執行ができないと認められたとき、又は職
務上の義務違反その他任命委員たるに適しな
い非行があると認められたとき。

(任命委員の罷免)

第十二条 内閣総理大臣は、任命委員が前条各号
のいずれかに該当するときは、その任命委員を
罷免しなければならない。

(任命委員の職務)

第十三条 任命委員は、職務上知ることのできた
秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
も、同様とする。

2 任命委員は、在任中、政党その他の政治的団
体の役員となり、又は積極的に政治運動をして
はならない。

3 任命委員は、在任中、内閣総理大臣の許可の
ある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従
事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利
益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

第十四条 議長及び委員の給与は、別に法律で定
める。

(会議)

第十五条 金融委員会は、議長が招集する。

2 金融委員会は、議長が出席し、かつ、現に在
任する委員の総数の三分の二以上の出席がなけ
れば、会議を開き、議決をすることができな
い。

3 金融委員会の議事は、出席した委員の過半数
をもって決する。可否同数のときは、議長が決
する。

4 金融委員会が第十一条第三号の規定による認
定をするには、前項の規定にかかわらず、本人
を除く全員の一致がなければならない。

5 議長に事故がある場合の第二項の規定の適用
については、第八条第六項に規定する委員は、
議長とみなす。

(大蔵大臣又は経済企画庁長官の出席等)

第十六条 大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要
に応じ、第六条第一号から第七号までに掲げる
事項(以下「金融調節事項」という。)を議事とす
る会議に出席して意見を述べ、又は大蔵政務次
官若しくは経済企画政務次官を当該会議に出席
させて意見を述べさせることができる。

2 金融調節事項を議事とする会議に出席した大
蔵大臣又は大蔵政務次官及び経済企画庁長官又
は経済企画政務次官は、当該会議において、金
融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会
議で議事とされた金融調節事項についての金融
委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とす
る会議まで延期することを求めることができ
る。

3 前項の規定による議決の延期の求めがあった
ときは、金融委員会は、議事の議決の例によ
り、その求めについての採否を決定しなければ
ならない。

(規則の制定)

第十七条 金融委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融委員会規則を制定することができる。

(国会への報告)

第十八条 金融委員会は、おおむね三月に一回、内閣総理大臣を経由して、その決定に係る金融調節事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を国会に報告しなければならない。

(公表)

第十九条 金融委員会は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

2 金融委員会は、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、金融委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。

3 金融委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

(関係行政機関との協力)

第二十条 金融委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融委員会及び金融関連業者(金融委員会の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。)に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

(大蔵大臣との連携)

第二十一条 金融委員会は、その任務を達成するため必要があると認めるときは、大蔵大臣に対して、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を述べることができる。

2 前項に規定するもののほか、金融委員会及び大蔵大臣は、金融委員会及び大蔵省の所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(事務局)

第二十二条 金融委員会の事務を処理させるため、金融委員会に事務局を置く。

第二節 証券取引等監視委員会
(設置及び所掌事務)

第二十三条 金融委員会に、証券取引等監視委員会を置く。

2 証券取引等監視委員会は、第六条第十七号から第十九号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる事務に係る法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第三十三号に掲げる事務をつかさどる。

(職権の行使)

第二十四条 証券取引等監視委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第二十五条 証券取引等監視委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、証券取引等監視委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第二十六条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十七条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(準用)

第二十八条 第十一条から第十四条までの規定は、委員長及び委員について準用する。

(会議)

第二十九条 証券取引等監視委員会は、委員長が招集する。

2 証券取引等監視委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(事務局)

第三十条 証券取引等監視委員会の事務を処理させるため、証券取引等監視委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第三十一条 証券取引等監視委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融委員会又は大蔵大臣に勧告することができる。

2 金融委員会及び大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、第一項の勧告をした金融委員会又は大蔵大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第三十二条 証券取引等監視委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について金融委員会又は大蔵大臣に建議することができる。

(金融委員會が行う検査についての報告の義務等)

第三十三条 金融委員會は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(証券取引等監視委員會の所掌に属するものを除く)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について証券取引等監視委員會に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 金融委員會は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を証券取引等監視委員會に報告しなければならない。

3 証券取引等監視委員會は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について金融委員會に建議することができる。

(公表)

第三十四条 証券取引等監視委員會は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三章 職員

(職員)

第三十五条 前章に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、金融委員會に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第四章 罰則

(罰則)

第三十六条 第十三条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(任命委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)

第二条 第九条第一項の規定による金融委員會の任命委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても、行うことができる。

(最初に任命される任命委員の任期)

第三条 この法律の施行後最初に任命される金融委員會の任命委員の任期は、第十条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人は三年、二人は四年、二人は五年とする。

(金融委員會の議決に係る経過措置)

第四条 日本銀行法(平成九年法律第 号)による改正前の日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号。次条において「旧日本銀行法」という。)

第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員會がした議決に係る事項が、第六条第一号から第七号までに掲げる事項に該当する場合には、当該議決は、金融委員會がした議決とみなす。

(基準となるべき割引率等に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧日本銀行法第二十一条の規定により公告されている基準となるべき割引歩合又は基準となるべき貸付利子歩合は、金融委員會が議決した第六条第一号に規定する基準となるべき割引率又は同条第二号に規定する基準となるべき貸付利率とみなす。

(証券取引等監視委員會等に関する経過措置)

第六条 従前の大蔵省の証券取引等監視委員會は、金融委員會の証券取引等監視委員會となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員會の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十六条第一項の規定により、金融委員會の証券取引等監視委員會の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の証券取引等監視委員會の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(その他の経過措置等)

第七条 前五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、別に法律で定める。

2 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理 由

通貨及び金融の調節に関する事項の決定に関する事務を行わせるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融委員會を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込みである。

金融委員會設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本案は、金融政策の決定に関する事務を行わせるとともに、金融機関等に対する監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融委員會を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融委員會は、通貨及び金融の調節に関する事項の決定に関する事務を行うとともに、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の監視を行うこと。

2 金融委員會は、九人の委員をもって組織することとし、委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する任命委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもってこれに充てること。また、議長は、委員のうちから互選した者について、内閣総理大臣が任命し、天皇がこれを認証すること。

3 金融委員會の議長及び委員は、独立してその職権を行うこと。

4 金融委員會は、おおむね三月に一回、内閣総理大臣を経由して、その決定に係る金融調節事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を国会に報告しなければならないこと。

5 金融委員会は、金融調節事項を議事とする

會議の議事の概要を速やかに公表するとともに、当該會議の議事録を相当期間経過後に公表するほか、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならないこと。

6 金融委員会に、証券取引等監視委員会を置くこと。

7 この法律は、平成十年十月一日（一部の規定については公布の日）から施行すること。

二 議案の否決理由

本案は、金融政策の決定に関する事務を行わせるとともに、金融機関等に対する監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融委員会を設置しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して梶山内閣官房長官より「政府としては、反対である旨の意見が述べられた。右報告する。

平成九年五月二十八日

行政改革に関する特別委員長 綿貫 民輔
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

金融監督庁設置法案

右
国会に提出する。

平成九年三月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

金融監督庁設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 金融監督庁

第一節 通則（第二条―第六条）

第二節 証券取引等監視委員会（第七条―第二十一条）

第三章 職員（第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、金融監督庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融監督庁

第一節 通則

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融監督庁を設置する。

（任務及び長）

第三条 金融監督庁は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督を

し、及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

2 金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

（所掌事務及び権限）

第四条 金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事務（第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務については、そのうち法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に係るものを除く。）とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。

一 銀行業、信託業及び無尽業を営む者の検査その他の監督に関すること。

二 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。

三 預金保険法（昭和四十八年法律第三十四号）の規定に基づいて、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の規定に基づいて、農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等を行うこと。

五 生命保険業及び損害保険業を営む者の検査その他の監督に関すること。

六 保険業法（平成七年法律第五号）の規定に

基づいて、保険契約者保護基金による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定を行うこと。

七 自動車損害賠償責任共済に関すること。

八 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の検査その他の監督に関すること。

九 証券取引所の検査その他の監督に関すること。

十 証券業協会の検査その他の監督に関すること。

十一 証券投資信託協会の監督に関すること。

十二 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）に規定する投資顧問業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

十三 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に関すること。

十四 金融先物取引業（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）に規定する金融先物取引業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

十五 金融先物取引所の検査その他の監督に関すること。

十六 金融先物取引業協会の検査その他の監督に関すること。

十七 貸金業（貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）に規定する貸金業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

十八 抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)に規定する抵当証券業をいう)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

十九 抵当証券保管機構の検査その他の監督に関すること。

二十 抵当証券業協会の検査その他の監督に関すること。

二十一 商品投資販売業(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)に規定する商品投資販売業をいう)、特定債権等譲受業及び小口債権販売業(特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう)並びに不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)に規定する不動産特定共同事業をいう)を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

二十二 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の適用を受ける前払式証券の規制に関すること。

二十三 預り金(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)に規定する預り金をいう)となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関すること。

二十四 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪事件の調査に関すること。

二十五 次に掲げる内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

イ 第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務に係る法律(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)にあっては、信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る部分に限る)に基づく事業の免許その他の内閣総理大臣の権限に属する事項

ロ 次に掲げる法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項

(1) 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)

(2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)

(3) 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)

(4) 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)

(5) 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)

(6) 金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)

ハ 中小企業等協同組合法第百十一条第一項(同項第三号に係る部分に限る)の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項

ニ 二十六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき金融監督庁に属させられた事務

(関係行政機関との協力)

第五条 金融監督庁長官(以下「長官」という)は、金融監督庁の所掌事務を遂行するため必要

があるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 長官及び金融関連業者(金融監督庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう)に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

(大蔵大臣との連携)

第六条 長官は、金融監督庁の任務を達成するため必要があるとき、大蔵大臣に対し、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を述べることができる。

2 前項に規定するもののほか、長官及び大蔵大臣は、金融監督庁及び大蔵省の所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節 証券取引等監視委員会(設置及び所掌事務)

第七条 金融監督庁に、証券取引等監視委員会(以下この節において「委員会」という)を置く。

2 委員会は、第四条第八号から第十号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務に係る法律(法律に基づく命令を含む)に基づきその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第二十四号に掲げる事務をつかさどる。

(職権の行使)

第八条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)
第九条 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第十一条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれ

かに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(会議)

第十四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(服務)

第十五条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

第十六条 委員長及び委員の給与は、別に法律で

定める。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勸告)

第十八条 委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査次条において「証券取引検査等」というを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に勧告することができる。

2 内閣総理大臣及び長官並びに大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第一項の勧告をした内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第十九条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は大蔵大臣に建議することができる。

(長官が行う検査についての報告の義務等)

第二十条 長官は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(委員会の所掌に属するものを除く)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 長官は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について長官に建議することができる。

(公表)

第二十一条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三章 職員

(職員)

第二十二条 前章に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、金融監督庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から同年七月一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。

(証券取引等監視委員会等に関する経過措置)

第二条 従前の大蔵省の証券取引等監視委員会は、金融監督庁の証券取引等監視委員会とな

り、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第十条第一項の規定により、金融監督庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二十条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内閣総理大臣及び長官若しくは大蔵大臣に対してした勧告又は内閣総理大臣、長官若しくは大蔵大臣に対してした建議とみなして、この法律の規定を適用する。

理 由

銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融監督庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融監督庁設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、市場原理を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するための金融行政機構改革の一環として、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として金融監督庁を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融監督庁は、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視を行うほか、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと。

2 金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

3 金融監督庁長官は、所掌事務に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができること。

4 金融監督庁長官及び金融関連業者に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができること。

5 金融監督庁長官は、大蔵大臣に対し、金融制度等の企画又は立案についての意見を述べることができるほか、金融監督庁長官及び大蔵大臣は、相互に緊密な連絡をとるものとする。

6 金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置くこと。

7 この法律は、平成十年四月一日から同年七月一日までの範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として金融監督庁を設置しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、池田元久君外一名から、名称を金融監督庁から金融庁に改めるとともに、同庁に金融制度等について調査、企画及び立案に関する権限を追加すること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年五月二十八日

行政改革に関する特別委員長 綿貫 民輔

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

(別紙)

金融監督庁設置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、民間金融機関の検査・監督に万全を期するため、金融監督庁における組織の効率的運用、人材の確保、要員の専門能力の向上を図ること等により、検査・監督体制の強化・充実を図ること。

一、金融監督庁長官が委任により財務局等に検査・監督を行わせるに当たっては、大蔵省が財務局を介して金融監督行政に対して不当な影響力を行使することがないよう、金融監督庁長官による指揮監督を徹底すること。

一、内閣総理大臣が金融監督庁長官を任命するに当たっては、今次の国会審議を踏まえ、適切な人選を行うこと。

一、金融監督庁設立後の大蔵省との人事交流は、金融監督庁の独立性並びに金融行政における企画・立案と検査・監督との緊張関係を維持する趣旨にのっとり、長官の独立した人事権の下、責任ある幹部職員についてこれを避けること。

一、共同省令の制定・改廃に当たっては、検査・監督業務の透明性と独立性が確保されるよう、大蔵省の不当な介入を排し、総理府が主導的立場に立って、制定・改廃を行うこと。

一、大蔵省が銀行、保険会社、証券会社等に対し、資料の提出その他の協力を直接求める規定については、その必要が認められる場合は補完的手段であることにかんがみ、厳に限定的な運用に止め、いやしくも二重行政といわれることがないようにすること。

一、金融監督庁の行う検査・監督業務については、早急に透明なルールを確立しこれに基づき厳正かつ的確に行うとともに、その事務の処理状況について国会に報告すること。

一、財政と金融のあり方については、政策決定及び行政機構の根幹に関わる問題であり、主要国の機構も参考にしながら、中央省庁再編の中で結論を得ること。

一、金融機関の検査・監督については、金融監督庁への一元化を推進すること。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右 国会に提出する。

平成九年三月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(国家行政組織法の一部改正)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「国土庁」を「国土庁金融監督庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「国土庁」を「国土庁金融監督庁」に改める。

第十九条の表国土庁の項の次に次のように加える。

金融監督庁 金融監督庁設置法(平成九年法律第 号)

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第三条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「されている事務のうち」の下

に「金融監督庁の所掌に属する事務(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。)」については金融監督庁長官としを加え、「証券取引等監視委員会」を「証券取引等監視委員会とする。」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 証券取引等監視委員会(第七條―第二十二條)」を「第二節 削除」に改める。

第三條中「左に」を「次に」に改め、「行政事務」の下に「(第三号及び第五号に掲げる事項に関する行政事務にあつては、金融監督庁の所掌に係るものを除く。)」を加える。

第四條第七十九号を次のように改める。

七十九 証券投資信託協会(証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する証券投資信託協会をいう。)の監督に関すること。

第四條中第七十九号の二及び第八十号の二を削り、第八十六号を次のように改める。

八十六 削除

第四條第九十二号及び第九十三号を次のように改める。

九十二 削除

九十三 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する保険契約者保護基金をいう。)の指定及び監督に関すること。

第四條第九十五号を次のように改める。

九十五 削除

第四條第九十六号中「信用金庫、信用金庫連

合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会」を削り、「通信・放送機構その他金融業務を営む者」及び「通信・放送機構」に改め、同条中第九十七号から第九十七号の四までを削り、第九十七号の五を第九十七号とし、第九十七号の六から第九十七号の十二までを削る。

第四條第百号を次のように改める。

百 削除

第四條第百四号を次のように改める。

百四 削除

第四條第百二十八号中「所掌事務」の下に「(大蔵省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。)」を加える。

第五條第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第五條第三十二号中「金融機関」の下に「(政府の出資があるものに限る。)」を加える。

第五條中第三十五号及び第三十五号の二を削り、第三十五号の三を第三十五号とし、第三十五号の四から第三十五号の九までを削り、同条第三十六号中「融資及び」を削り、同条第四十五号を次のように改める。

四十五 削除

第五條第四十五号の二及び第四十八号の二を削る。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第七條から第二十二條まで 削除

第二十七條第一項中「分掌する」を「分掌し、及び金融監督庁設置法(平成九年法律第百四十四号)各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する財務局に属せられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融監督庁長官が財務局長を指揮監督する。

第二十八條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、財務支局は、金融監督庁設置法(昭和二十四年法律第百五十四号)に基づき財務支局に属せられた事務をつかさどる。

第二十八條に次の一項を加える。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属せられた事務について準用する。

(運輸省設置法の一部改正)

第五條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第四條第一項中第十五号の四を削り、第十五号の四の二を第十五号の四とする。

(担保附社債信託法の一部改正)

第六條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「主務官庁」を「主務大臣」に改める。

第四條第二項中「命令」を「総理府令、大蔵省

令」に改める。

第百十九條ノ二の次に次の二條を加える。

第百十九條ノ三 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲ゲタルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第五條ノ免許

二 第十二條ノ規定ニ依ル免許ノ取消

第百十九條ノ四 大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

(信託業法の一部改正)

第七條 信託業法(大正十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項、第七條及び第九條中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十九條の次に次の二條を加える。

第十九條ノ二 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第一條第一項ノ免許

二 前條ノ規定ニ依ル第一條第一項ノ營業ノ免許ノ取消

第十九条ノ三 大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第二十二号及第五号中「命令ニを」を「總理府令、大蔵省令ニ」に改める。

〔農林中央金庫法の一部改正〕

第八条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五号第二項中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ第十六条ノ二中主務大臣トアルハ農林水産大臣、内閣總理大臣及大蔵大臣トス

第二十五号に次の一項を加える。

本法中内閣總理大臣ノ職權ニ属スル事項(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス

一 第三十二号ノ規定ニ依ル解散ノ命令

二 前号ニ掲グル命令ニ係ル第三十二号ノ三ノ規定ニ依ル通知

第六章中第三十二号の次に次の三条を加える。

第三十二号ノ二 主務大臣第三十一号第一項又ハ前条ノ規定ニ依ル業務ノ全部若ハ一部ノ停止又ハ解散ヲ命ズルコトガ信用秩序ノ維持ニ重大ナル影響ヲ与フル虞アリト認ムルトキハ予メ信用秩序ノ維持ヲ図ル為必要ナル措置ニ関シ大蔵大臣ニ協議スベシ

第三十二号ノ三 内閣總理大臣左ニ掲グル処分ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ通知スルモノトス

一 第八条ニ於テ準用スル産業組合法(以下「産業組合法」ト謂フ)第六十五号ノ規定ニ依ル解散ノ認可

二 第三十一号第一項又ハ第三十二号ノ規定ニ依ル命令(改善計画ノ提出ヲ求ムルコトヲ含ム)

第三十二号ノ四 大蔵大臣農林中央金庫ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要アリト認ムルトキハ内閣總理大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

第三十五号第一項第十八号中「第八条ニ於テ準用スル」及び「(以下「産業組合法」ト謂フ)を削る。

〔無尽業法の一部改正〕

第九条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号及び第三号中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第十七条中「主務大臣」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第十八条ノ二中「主務大臣」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第二十号中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第四十二号中「本法中主務大臣ノ職權ニ属スル事項ハ勅令」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタル職權ハ政令」に、「財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「財務局長又ハ財務支局長ニ委任スル」に改め、

同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

本法中主務大臣トアルハ内閣總理大臣トス

本法ニ規定スル内閣總理大臣ノ職權(左ノモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第三号第一項ノ免許

二 第二十五号又ハ第二十六号ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消

第四十三号を次のように改める。

第四十三号 大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ無尽会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

〔銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正〕

第十条 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に、「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ノ權限ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

〔金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正〕

第十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同条第二項中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第五条、第五号ノ三第一項及び第八条中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第八条ノ二 大蔵大臣ハ信託業務ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ内閣總理大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ信託業務ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託業務ヲ営ム金融機関其ノ他ノ關係者ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第九条中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第九条ノ二中「本法中大蔵大臣」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタル」に改め、「ニ属スル事項」を削り、「依リ」の下に「之ヲ」を加え、「ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「ニ委任スル」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

本法ニ規定スル内閣總理大臣ノ職權(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第一条第一項ノ認可

二 第八条ノ規定ニ依ル第一条第一項ノ認可ノ取消

第十条第四号中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第二号中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項第六号及び第十九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一条第二項並びに第十一条の三第二項第二号及び第五項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一条の四第二項、第十一条の五、第十一条の七、第十一条の八第二項、第十一条の十四第二項及び第十五の三第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一条の十六第二項及び第五項並びに第十一条の十七第二号中「省令」を「主務省令」に改める。

第十二条第一項第二号及び第三十六條第十項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十七條第一項及び第三十七條の二第九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第七十二條の八第一項第二号、第七十三條の二十一第二項及び第九十三條第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第九十四條の二第三項中「省令」を「主務省令」に改める。

第九十八條第二項中「前項の規定」を「この法律に、主務大臣の権限を、農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の長」の下は、財務局長又は財務支局長」を加え、同条第一項の次に次の五項を加える。

この法律(第十條第八号及び第十一條の二を除く。)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十條第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條第一項から第五項までに規定する行政庁の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第十條第六項第八号及び第十一條の二に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第十一條第一項の規定による承認
- 二 第六十條の規定による設立の認可
- 三 第九十五條第三項の規定による第十一條第一項の承認の取消し
- 四 第九十五條の二の規定による解散の命令
- 五 前各号に掲げる処分に係る第九十八條の三の規定による通知

第五章中第九十八條の次に次の三條を加える。

第九十八條の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十條第一項第二号の事業を行う組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に限る。次条において同じ。)に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第九十四條の二第二項又は第九十五條第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令(信用事業に関するものに限る。)
- 二 第九十五條第三項の規定による第十一條第一項の承認の取消し
- 三 第九十五條の二の規定による解散の命令

第九十八條の三 内閣総理大臣は、第十條第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

- 一 第十一條第一項又は第三項(同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。)の規定による承認
- 二 第六十條の規定による設立の認可
- 三 第六十四條第二項又は第六十五條第二項(第七十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可
- 四 第六十四條第七項第二号に規定する不認可の処分

五 第九十四條の二第二項若しくは第二項又は第九十五條第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含み、信用事業に関するものに限る。)

六 第九十五條第三項の規定による第十一條第一項の承認の取消し

七 第九十五條の二の規定による解散の命令

第九十八條の四 大蔵大臣は、第十條第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(証券取引法の一部改正)

第十四條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

証券取引法目次中「第八章 証券取引審議会」を「第八章 雑則」に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章」を「第十章」に改める。

第二条第九項及び第十七項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五條第一項中「第七十九條の六第一項及び第二項」の下に、「第五百五十六條の三第一項」を、「第五百五十六條の九」の下に、「第六百六十一條の二第一項」を加える。

第二十七條の二十三第三項中「第四十九條第一項」を「第六百六十一條の二第一項」に改める。

第三章(第四十九條、第五百六條及び第六十六條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十七条第一項第七号中「第六十五条の三」を「第六十六条」に改める。

第四十九条を削り、第四十九条の二を第四十九条とする。

第五十六条を削り、第五十六条の二第四項中「第五十六条の二第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同条を第五十六条とする。

第六十二条第一項中「大蔵省に」を「総理府令・大蔵省令で定める場所に」に改める。

第六十五条の二第三項中「第一百七十七条の二第一項の下に」を「第九十四条の五第二項」を加え、「第四十九条の二」を「第四十九条」に改める。

第六十六条を削り、第六十五条の三を第六十六条とする。

第四章(第七十四条第三項、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第七十九条の四及び第七十九条の十五を除く。)中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第六十九条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第七十四条第三項中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十六条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十七条に次の一項を加える。

その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十八条中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改める。

第七十九条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の四に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の店頭売買報告書の写しの提出を求めることができる。

第七十九条の十四に次の一項を加える。

前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七十九条の十五を削り、第七十九条の十六を第七十九条の十五とし、第四章第五節中第七十九条の十七を第七十九条の十六とし、第七十九条の十八を第七十九条の十七とし、第七十九条の十九を第七十九条の十八とする。

第五章(第八十五条の二、第九十九条から第十三条まで、第一百七十七条、第一百九条、第二百三十三條、第二百三十二條、第二百五十四條の二及び第二百五十六条を除く。)中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第八十二条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十五条の二第一項を次のように改める。

証券取引所は、定款又は業務規程(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引

引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務(以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。)に関するものに限る。)を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第八十五条の二第一項の次に次の二項を加える。

証券取引所は、業務規程(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。)又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第八十五条の二に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第九十九条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十一条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十二条に次の一項を加える。

その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十三條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十七條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十九條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百二十三條に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

第一百五十四條に次の一項を加える。

前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第一百五十四條の二を削る。

第一百五十六條中「大蔵大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所の定款及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。)」に改め、同条に次の二項を加える。

大蔵大臣は、証券取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。)並びに取引の慣行について、証券取引所に対し、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の処分を命ずることが出来る。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

大蔵大臣は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五章の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六條の三第一項中「信用取引」を「証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「添附」を「添付」に改める。

第五十六條の五中「同条中」の下に「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とを「大蔵大臣」とあるのは「を」とあるのは「に」に改める。

第五十六條の七に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五十六條の八に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五十六條の十三中「必要である」を「必要がある」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、証券金融会社の業務又は財産に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

第六十一條の次に次の一条を加える。

第六十一條の二 信用取引その他の大蔵省令で定める取引については、証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、顧客から、当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が有価証券の売買その他の取引の公正を確保することを考慮して定める率（百分の三十以上に限る。）を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることが出来る。

第七章中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八章の章名を削り、第八十條から第八十五條までを次のように改める。

第八十條から第八十五條まで 削除

第八十六條第一項、第二項及び第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第八十七條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣」に改める。

第八十八條中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十九條第一項から第三項までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九十條第一項中「第五十八條の十三」を「第五十六條の十三第一項」に改める。

第九十一條中大蔵省令を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第九十二條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣又は大蔵大臣」に改める。

第九十四條の三を次のように改める。

第九十四條の三 内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十五條第一項又は第五十四條第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第三十五條第一項の規定による第二十八條第一項の免許の取消し

三 第五十六條の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第五十六條の十二第二項の規定による第五十六條の三第一項の免許の取消し

第九十四條の四「第五十六條、第六十六條、第七十九條の十五及び第五十四條の二」を「前条第二項に、「前条第二項」を「同条第四項」に改め、同条を第九十四條の七とする。

第九十四條の三の次に次の三條を加える。

第九十四條の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第二十八條第一項の規定による免許

二 第三十四條の規定による認可

三 第三十五條第一項又は第五十四條第一項若しくは第二項の規定による命令

四 第三十五條第一項の規定による第二十八條第一項の免許の取消し

五 第五十六條の三第一項の規定による免許

六 第五十六條の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七 第五十六條の十二第一項の規定による第五十六條の三第一項の免許の取消し

八 第五十六條の十四の規定による認可

第九十四條の五 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、認可を受けた金融機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第九十四條の六 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十八條第一項の規定による免許

二 第三十五條第一項の規定による第二十八條第一項の免許の取消し

四 第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

五 第八十一条第二項の規定による免許

六 第八十五条又は第百五十五条第一項同項第一号に係る部分に限る。の規定による

七 第八十一条第二項の免許の取消し

八 第八十一条第二項の免許の取消し

九 第九十一条第二項の免許の取消し

十 第九十一条第二項の免許の取消し

十一 第九十一条第二項の免許の取消し

十二 第九十一条第二項の免許の取消し

十三 第九十一条第二項の免許の取消し

十四 第九十一条第二項の免許の取消し

十五 第九十一条第二項の免許の取消し

十六 第九十一条第二項の免許の取消し

十七 第九十一条第二項の免許の取消し

十八 第九十一条第二項の免許の取消し

十九 第九十一条第二項の免許の取消し

二十 第九十一条第二項の免許の取消し

二十一 第九十一条第二項の免許の取消し

二十二 第九十一条第二項の免許の取消し

二十三 第九十一条第二項の免許の取消し

二十四 第九十一条第二項の免許の取消し

二十五 第九十一条第二項の免許の取消し

二十六 第九十一条第二項の免許の取消し

二十七 第九十一条第二項の免許の取消し

二十八 第九十一条第二項の免許の取消し

二十九 第九十一条第二項の免許の取消し

三十 第九十一条第二項の免許の取消し

三十一 第九十一条第二項の免許の取消し

三十二 第九十一条第二項の免許の取消し

三十三 第九十一条第二項の免許の取消し

三十四 第九十一条第二項の免許の取消し

三十五 第九十一条第二項の免許の取消し

三十六 第九十一条第二項の免許の取消し

して政令で定める規定に関するものに限る。)

三 第七十九条の十四の規定による権限(有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る証券業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

四 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

五 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

六 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

七 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

八 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

九 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十一 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十二 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十三 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十四 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十五 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十六 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十七 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十八 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十九 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

二十 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

二十一 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

第百九十七条第四号及び第七号並びに第百九十九条第一号の五中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第百九十七条第五号中「第百五十六条の十三」を「第百五十六条の十三第一項」に改める。

第百九十七条第六号中「第七十六条、第八十五条の二第一項」を「第七十六条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項」に、「第百九十三条後段」を「第百九十三条第一項後段」に改め、同条第二号中「第七十七条又は第八十五条の二第二項前段」を「第七十七条第一項又は第八十五条の二第四項前段」に改め、同条第四号中「第百五十六条の十三」を「第百五十六条の十三第一項」に改め、同条第五号中「第百十条」を「第百十条第一項」に改め、同条第六号中「第百十一条」を「第百十一条第一項」に改め、同条第七号中「第百十二条」を「第百十二条第一項」に改め、同条第八号中「第百五十六条の七」を「第百五十六条の七第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

第百九十八条第一号中、「第四十九条第一項」を削り、「第百三十二条第一項」の下に、「第百六十一条の二第一項」を加え、同条第二号中「第七十九条の十九第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九条、第百七条」を「第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第四項後段、第百九条第一項、第百七条第一項」に改め、同条第七号中「第七十九条の四若しくは第百三十二条」を「第七十九条の四第一項若しくは第百三十二条第一項」に改める。

第十章を第九章とする。

第百二十四条第一項中「財務局又は財務支

局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財務支局長が」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者を指定するものとする。

第十一章を第十章とする。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第十五条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条第五項を除く。)中「大蔵大臣を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三条第五項中「大蔵大臣を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十二条第一号中「第九項並びに」を「第九項」に改め、「第十一項」の下に「並びに第二十五条の二第二項」を加える。

第二十五条の次に次の二項を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十五条の二 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、

企画又は立案をするため特に必要があると思
めるときは、その必要の限度において、料率
団体又は会員に対し、資料の提出、説明その
他の協力を求めることができる。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第二十五条の三 内閣総理大臣は、この法律に
よる権限(次に掲げるものを除く。)を金融監
督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による設立の認可
二 第十四条の規定による第三条第一項の設
立の認可の取消し

(水産業協同組合法の一部改正)

第十六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律
第二百四十二号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第二百七条を「第二百七条の四」
に改める。

第十一条の三第二項中「第二百七条第一項」
の下に、「第二百七条の二第一号、第二百二十
七条の三第五号を加える。

第八十七条の二第二項中「主務省令」を「農林
水産省令」に改める。

第二百二十七条第二項中「第四項」の下に「及び
第五項」を加え、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理
大臣」に改め、同条第七項中「第一項の規定を
「この法律」に、「主務大臣の権限」を「農林水産
大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長
官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の
長」の下に「(金融監督庁長官に委任された権限
にあつては、財務局長又は財務支局長)」を加
え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「主

務大臣」を「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大
蔵大臣」に改め、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、第十二条第四項(第九十二条第一
項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項にお
いて準用する場合を含む。)において読み替え
て準用する倉庫業法第十二条の主務省令は、
農林水産大臣及び運輸大臣の発する命令とす
る。

第二百二十七条中第六項を第七項とし、同項の
次に次の一項を加える。

8 内閣総理大臣は、この法律による権限(次
に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委
任する。

一 第十一条の三第一項(第九十二条第一
項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項に
おいて準用する場合を含む。第三号、次条
第二号及び第二百二十七条の三第六号におい
て同じ。)の規定による認可

二 第六十四条(第九十二条第四項、第九十
六条第四項及び第九十七条第四項において準用
する場合を含む。第二百二十七条の三第二号
において同じ。)の規定による設立の認可

三 第二百二十四条第三項の規定による第十
一条の三第一項の認可の取消し

四 第二百二十四条の二の規定による解散の命
令

五 前各号に掲げる処分に係る第二百二十七条
の三の規定による通知

第二百二十七条中第五項を第六項とし、第四項
を第五項とし、第三項の次に次の一項を加え
る。

4 第十一条第三項第五号、第十一条の五(第
九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九
十七条第一項において準用する場合を含む。)、第
八十七条第四項第五号、第九十二条第二項第
五号及び第九十七条第三項第五号に規定する
主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及
び大蔵大臣とする。

(大蔵大臣への通知)
第二百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一
条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第
九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項
第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処
分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大
臣に通知するものとする。

第八章中第二百二十七条の次に次の三条を加え
る。

(大蔵大臣への協議)

第二百二十七条の二 農林水産大臣及び内閣総理
大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条
第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は
第九十七条第一項第二号の事業を行う組合
(都道府県の区域を超える区域を地区とする
組合並びに都道府県の区域を地区とする漁業
協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合
会に限る。次条において同じ。)に対し次に掲
げる処分をすることが信用秩序の維持に重大
な影響を与えるおそれがあると認めるとき
は、あらかじめ、信用秩序の維持を図るため
に必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなけ
ればならない。

一 第二百二十三条の二第二項又は第二百二十四
条第二項の規定による業務の全部又は一部
の停止の命令(信用事業に関するものに限
る。)

二 第二百二十四条第三項の規定による第十一
条の三第一項の認可の取消し

三 第二百二十四条の二の規定による解散の命
令

一 第十一条の三第一項又は第三項(同項の
規定にあつては、信用事業規程の廃止に係
る場合に限る。)(これらの規定を第九十二
条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条
第一項において準用する場合を含む。)の規定
による認可

二 第六十四条の規定による設立の認可

三 第六十八条第二項(第九十六条第五項に
おいて準用する場合を含む。)、第六十九条
第二項(第九十一条の三第二項(第九十六条第
五項において準用する場合を含む。)、第九十
二条第五項、第九十六条第五項及び第九十
五条第五項において準用する場合を含む。又は
第九十一条の二第二項(第九十六条第五項にお
いて準用する場合を含む。))の規定による認
可

四 第九十一条の二第四項第二号(第九十六条第
五項において準用する場合を含む。))に規定
する不認可の処分

五 第二百二十三条の二第二項若しくは第二項
又は第二百二十四条第一項若しくは第二項の
規定による命令(改善計画の提出を求める
ことを含み、信用事業に関するものに限
る。)

六 第二百二十四条第三項の規定による第十一
条の第三項の認可の取消し
七 第二百二十四条の二の規定による解散の命
令

(大蔵大臣への資料提出等)

第二百二十七条の四 大蔵大臣は、第十一
項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十
三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二
号の事業を行う組合に係る制度の調査、企画
又は立案をするため必要があると認めるとき
は、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出
及び説明を求めることができる。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十七条 中小企業等協同組合法(昭和二十四
年法律第八十一号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第百十一條」を「第百十一條の二」に改
める。

第九條の七の五第二項中「大蔵省令」を「総理
府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大
臣」に改める。

第九條の八第二項第六号、第八号及び第十号
中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、
同項第十二号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」及
び「大蔵大臣」に改め、同条第九項中「大蔵省令」
を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六條の三中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に改める。

第百十一條第一項第二号及び第三号中「大蔵
大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中
「前項」を「前二項」に、「主務大臣」を「通商産業
大臣及び金融監督庁長官」に改め、同項を同条

第五項とし、同条第二項中「権限」の下に「(内閣
総理大臣にあつては、特定権限を除く。)」を加
え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一
項を加える。

4 金融監督庁長官は、政令の定めるところに
より、第二項の規定により委任された権限の
一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道
府県知事に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(信
用協同組合、火災共済協同組合及び第九條の

九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同
組合連合会に係るものに限る。次項において
「特定権限」という。を、次に掲げるものを除
き、金融監督庁長官に委任する。

一 第九條の九第一項第一号又は第三号の事
業を行う協同組合連合会に対する第二十七
條の二第一項の規定による設立の認可

二 第九條の九第一項第一号又は第三号の事
業を行う協同組合連合会に対する第百六條
第四項の規定による解散の命令

三 第九條の九第一項第三号の事業を行う協
同組合連合会に対する第百六條の三におい
て準用する保険業法第百三十三條(免許の
取消し等)の規定による設立の認可の取消
し

第五章中第百十一條の次に次の一條を加え
る。

(大蔵大臣への資料提出等)

第百十一條の二 大蔵大臣は、火災共済協同組
合に係る制度の調査、企画又は立案をするた
め必要があると認めるときは、内閣総理大臣

に対し、必要な資料の提出及び説明を求める
ことができる。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部
改正)

第十八條 協同組合による金融事業に関する法律
(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次の
ように改正する。

第三條第一項第七号、第四條第二項及び第四
項、第五條の四第十二項並びに第五條の五第九
項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め
る。

第六條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に、「並びに第五十六條第一号」を、「第五十六
條第一号」に改め、「告示」の下に「並びに第五
十七條の四(大蔵大臣への資料提出等)」を加
え、同条第二項中「第十四條の二」の下に「及び
第五十七條の四第一項」を加え、「大蔵大臣」を

「内閣総理大臣」に改め、「協同組合による金融
事業に関する法律」の下に「(昭和二十四年法律
第百八十三号)」を、「命じた」との下に、「同法
第五十七條の四第二項中「銀行その他の関係者」

とあるのは「都道府県の区域を越える区域を地
区とする信用協同組合等(協同組合による金融
事業に関する法律第二條第一項(出資の金額)に
規定する信用協同組合等をいう。その他の関係
者」とを加える。

第六條の二の次に次の二條を加える。
(大蔵大臣への協議)

第六條の三 行政庁は、信用協同組合等(都道
府県の区域を越える区域を地区とする信用協
同組合等に限る。)に対し次に掲げる処分をす
ることが信用秩序の維持に重大な影響を与え

るおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置
に關し、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 中小企業等協同組合法第百六條第四項の
規定による解散の命令
二 第六條第一項において準用する銀行法
(以下第七條までにおいて「銀行法」とい
う。第二十六條第一項又は第二十七條(業
務の停止等)の規定による業務の全部又は
一部の停止の命令
三 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許
の取消し等)の規定による解散命令
(大蔵大臣への通知)

第六條の四 行政庁は、信用協同組合等(都道
府県の区域を越える区域を地区とする信用協
同組合等に限る。)に対し次に掲げる処分をし
たときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通
知するものとする。第七條の二の規定による
届出(内閣総理大臣及び大蔵大臣の定めるも
のに限る。)があつたときも、同様とする。

一 中小企業等協同組合法第二十七條の二第
一項の規定による設立の認可
二 中小企業等協同組合法第五十七條の三第
三項又は第六十三條第三項の規定による認
可

三 中小企業等協同組合法第百六條第四項の
規定による解散の命令
四 銀行法第二十八條第一項又は第二十七條
(業務の停止等)の規定による命令(解散命
令を除くものとし、改善計画の提出を求め
ることを含む。)

五 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による解散命令

六 銀行法第三十七條第一項(同項第三号に係る部分に限る。)(解散の認可)の規定による認可

第七條第一項中「第六條第一項において準用する」を削り、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「同法」を「銀行法」に改め、同條第二項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げる権限で都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合連合会に係るものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 前條(同條第一号、第三号及び第五号に係る部分に限る。)(同條第二号)による通知
二 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による解散命令
三 銀行法第五十六條(同條第二号)に係る部分に限る。(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

第七條の二及び第七條の五中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十九條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五條」を「第五十四條の二・第五十五條」に改める。

本則(第五十四條を除く。)(中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「主務省令」を「總理府令・大蔵省令」に改める。
第五十四條を次のように改める。

(権限の委任)

第五十四條 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第十七條第一項の規定による設立の認可
二 前條の規定による設立の認可の取消し
2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章中第五十五條の前に次の一條を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十四條の二 大蔵大臣は、組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、組合に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第七項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(証券投資信託法の一部改正)

第二十一條 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第五條第六項第七号、第十二條第二項第十二号、第十七條、第二十條第一項及び第二十四條の五から第二十四條の八までの規定を除く。)(中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「總理府令・大蔵省令」に改める。
第五條第六項第七号、第十二條第二項第十二号、第十七條、第二十條第一項及び第二十四條の五から第二十四條の八までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「總理府令・大蔵省令」に改める。

第二十七條の次に次の二條を加える。
(大蔵大臣への資料提出等)
第二十七條の二 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、委託会社、受託会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(金融監督庁長官への権限の委任)
第二十七條の三 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第六條第一項の規定による免許

二 第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による第六條第一項の免許の取消し
(信用金庫法の一部改正)

第二十二條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十三條第三項第七号及び第十五項、第五十四條第四項第七号、第八十六條並びに第八十八條を除く。)(中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「總理府令・大蔵省令」に改める。
第五十三條第三項第七号及び第十五項並びに第五十四條第四項第七号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

第八十六條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「第八十八條まで」を「第八十七條の三まで及び第八十八條」に改める。

第八十七條の三の次に次の一條を加える。
(大蔵大臣への通知)

第八十七條の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第八十七條の規定による届出(同條第三号に係るもの)のうち總理府令・大蔵省令で定めるものに限る。)(が)あつたときも、同様とする。

一 第四條の規定による免許
二 第五十八條第三項の規定又は第八十九條

第一項において準用する銀行法(以下この条及び次条において「銀行法」という。)(第三十七條第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三 銀行法第二十六條第一項又は第二十七條(業務の停止等)の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む)。

四 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四條の免許の取消し。

第八十八條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條の規定による免許
二 前條同條第一号及び第四号に係る部分に限る。(この規定による通知)

三 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四條の免許の取消し。

四 銀行法第五十六條(同條第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

第八十九條第一項中「並びに第五十六條第一号」を、「第五十六條第一号」に改め、「告示」の下に、「第五十七條の二(大蔵大臣への協議)並びに第五十七條の四(大蔵大臣への資料提出等)」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)
第二十三條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十二條を除く。)(中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十二條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條第一項の規定による免許
二 第十七條において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)(第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四條第一項の免許の取消し)

三 銀行法第五十六條(同條第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

四 銀行法第五十七條の三(同條第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

(貸付信託法の一部改正)
第二十四條 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第二項第十五号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四條、第五條第一項、第六條第一項及び第九條中大蔵大臣を「内閣総理大臣」に改める。
第十五條の次に次の一條を加える。

(金融監督庁長官への権限の委任)
第十六條 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(中小漁業融資保証法の一部改正)
第二十五條 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四條」を「第八十四條・第八十四條の二」に改める。
第八十四條第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條第三項、第六十九條第一項及び第四項、第七十六條並びに第七十七條にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第八十四條第二項中「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の長」の下に「(金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)」を加え、「行わせる」を「委任する」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の三項を加える。

2 第六十五條及び第六十六條に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第五十條の規定による設立の認可
二 第六十七條第二項の規定による解散の命令
第四章中第八十四條の次に次の一條を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)
第八十四條の二 大蔵大臣は、協会の制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(信用保証協会法の一部改正)
第二十六條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條」を「第三十九條の二」に改める。
第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

(主務大臣等)
第三十八條 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び通商産業大臣とする。ただし、第三十五條に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は通商産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、総理府令・大蔵省令・通商産業省令とする。

(大蔵大臣への資料提出等)
第三十九條 大蔵大臣は、協会に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第七章第三十九条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十九条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第六条第一項の規定による設立の認可

二 第三十六条第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による通商産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)又は地方公共団体の長に委任することができる。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第二項第十一号、第九十条及び第九十八条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、

「大蔵省令・労働省令」を「総理府令・大蔵省令・労働省令」に改める。

第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第二項第十一号及び第九十条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第九十四条第一項中「並びに第五十六条第一号を、第五十六条第一号」に改め、「告示」の下に、第五十七条の二(大蔵大臣への協議)並びに第五十七条の四第一項(大蔵大臣への資料提出等)を加え、同条第二項中「規定」の下に

「(同法第十四条の二及び第五十七条の四第一項を除く。)」を、「労働大臣」との下に、「同法第十四条の二」中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」とを加える。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への通知)

第九十六条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第九十一条(届出事項)の規定による届出(同条第三号に係るもののうち総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第六条(事業免許)の規定による免許

二 第六十二条第三項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)の規定又は第九十四条第一項において準用する銀行法(以下第九十八条までにおいて「銀行法」という。)第三十七条第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三 第九十五条第一項(業務の停止等)の規定又は銀行法第二十六条第一項(業務の停止等)の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し

第九十七条中「第九十四条第一項において準用する」を削り、「同法」を「銀行法」に改める。

第九十八条を次のように改める。

(権限の委任)

第九十八条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第六条(事業免許)の規定による免許

二 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し

三 第九十六条の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

四 銀行法第五十六条(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)又は都道府県知事に委任することができる。

(外国為替銀行法の一部改正)

第二十八条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十八条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十六条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第一項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権

限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許

二 第十一条において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第二十七条又は第二十八条(免許の取消し等)の規定による第四条第一項の免許の取消し

三 銀行法第五十六条(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

四 銀行法第五十七条の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十九条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十八条の二第二項、第四項及び第六項、第二十八条の三第五項、第二十九条の二第三項並びに第三十二条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十七条第一項中「同条第二項」を「同条第七項」に、「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二十七条の二第一項中「同条第二項の規定により主務大臣」を「同条第七項の規定により農

林水産大臣に改め、同条第二項中「同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された都道府県知事」を「同条第七項の規定により農林水産大臣の権限の一部を委任された都道府県知事」に、「同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長」を「同条第三項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長」に改める。

第二十八條の二第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、「運輸大臣の下に」並びに内閣総理大臣を加え、同条第四項及び第六項中「運輸大臣の下に」並びに内閣総理大臣を加える。

第二十八條の三第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第二十九條の二第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十一條中「大蔵省」を「金融監督庁」に改める。

第三十二條中「審議会は、」の下に「内閣総理大臣又は」を加える。

第三十九條中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十四條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(第三十五條の規定による権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(金融制度調査会設置法の廃止)

第三十條 金融制度調査会設置法(昭和三十一年法律第百三十五号)は、廃止する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十一條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の十一第四項第一号中「第四十九條第一項」を「第六十一條の二第一項」に改める。

第六十七條の九第一項の表第一号及び第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同表第五号中「第五十六條の二第二項」を「第五十六條第一項」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第二項の表第一号及び第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同表第五号中「第五十六條の二第三項」を「第五十六條第三項」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十二條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二條」を「第七十二條・第七十二條の二」に改める。

第七十二條の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條第三項、第五十九條第一項及び第六十六條第一項第一号にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第七十二條第二項中「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限について」に、「行なわせる」を「委任する」に改め、同項を同条第五

項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第五十五條及び第五十六條に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律において「主務省令」とあるのは、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十六條の規定による設立の認可
二 第五十七條第二項の規定による解散の命令

第四章中第七十二條の次に次の一條を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第七十二條の二 大蔵大臣は、基金協会の制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(地震保険に関する法律の一部改正)

第三十三條 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「社員」の下に「(第九條の二において「保険会社」という。)」を加える。

第九條の次に次の三條を加える。

(協議)

第九條の二 内閣総理大臣は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社に対し、保険業法第三百十一條の

二第一項各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(通知等)

第九條の三 内閣総理大臣は、第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当するときは遅滞なく、その旨及びその内容を大蔵大臣に通知するものとする。

一 保険業法第三百十一條、第二百三條又は第二百二十九條の規定による変更の命令であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものをしようとするとき。

二 保険業法第四條第一項、第八十七條第一項又は第二百二十條第一項に規定する免許申請書が提出された場合において、それに添付された事業方法書に政府の再保険に係る地震保険契約に関する記載があつたとき。

三 保険業法第二百二十三條第一項(同法第二百七條において準用する場合を含む。)又は第二百二十五條第一項の規定による変更の認可の申請であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

四 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第十條第一項又は第十條の六第三項の規定による届出であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

五 損害保険料率算出団体に関する法律第十條の五第五項又は第十條の六第十項の規定による認可の申請であつて、政府の再保険

に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、この法律に規定する政府の再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べるができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により大蔵大臣から意見が述べられたときは、その意見を尊重するものとする。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第九條の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(第九條の二の規定による権限のうち保険業法第三十一条の二第一項第二号に掲げる処分に係るものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(登録免許税法の一部改正)

第三十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第三十五條 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十二年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第六條に次の一項を加える。

10 内閣総理大臣は、第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知する

ものとする。

第三十條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律によるを」を「政令で定めるところにより、前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三十六條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一條の二」を「第三十二條の五」に改める。

本則(第八條第十項、第二十一條の二、第二十四條第一項及び第三十二條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八條第十項中「法務省令、大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第十七條第一項中、「信用取引等の場合の保証金の預託を削る。

第二十一條の二を削る。

第二十四條第一項中「こえない」を「超えない」に、「大蔵大臣の」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十二條を次のように改める。

(大蔵大臣への協議)
第三十二條 内閣総理大臣は、外国証券会社に對し次に掲げる処分をすることが有価証券の

流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十二條第一項の規定による第三條第一項の免許の取消し

二 第十二條第一項の規定又は第二十條において準用する証券取引法第五十四條第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第三十二條の二中「第二十一條の二」を「前條第二項」に、「前條第二項」を「同條第四項」に改め、第四章中同條を第三十二條の五とする。

第三十二條の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への通知)

第三十二條の二 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三條第一項の規定による免許

二 第十一條の規定による認可

三 第十二條第一項の規定による第三條第一項の免許の取消し

四 第十二條第一項の規定又は第二十條において準用する証券取引法第五十四條第一項若しくは第二項の規定による命令

(大蔵大臣への資料提出等)

第三十二條の三 大蔵大臣は、外国証券会社に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、外国証券会社に對し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)
第三十二條の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三條第一項の規定による免許

二 第十二條第一項の規定による第三條第一項の免許の取消し

三 第三十二條の二(同條第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による通知

2 金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプショ

ン取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会(以下この條及び次條において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第三十八条の二中「証券取引法第二百十條第一項を」同法第二百十條第一項に、「第十一」章を」第十章に改める。

第三十九條第一項第一号中「第四十九條第一項又はを削る。

(預金保険法の一部改正)

第三十七條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七條を」第六十七條の二に改める。

第二十一條第三項中「大蔵大臣がを」大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれに改める。

第五十五條第二項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第五十六條第一項第一号中「前条を」前条第一項又は第二項に改め、同条第四項中「大蔵大臣を」大蔵大臣及び内閣総理大臣(に、「第八十一條の三第三項を」第八十一條の三第四項に、「大蔵大臣及びを」大蔵大臣並びに内閣総理大臣及びに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「前条を」前条第一項又は第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定により第一項の期限を延長する場合には、内閣総理大臣の同意

を得なければならない。

第五十七條第一項第二号中「第五十五條を」第五十五條第一項又は第二項に改め、同条第二項中「前条第三項を」前条第四項に改め、同条第五項中「前条第四項を」前条第五項に改める。

第五十九條第三項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は第二項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十條第一項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に、「前条第四項を」前条第五項に改め、同条第二項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十一條第一項及び第三項から第六項までの規定中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条に次の一項を加える。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十二條第一項及び第三項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条第四項中「第六項を」第七項に改める。

第六十三條第二項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条第三項中「第五十九條第四項第一号を」第五十九條第五項第一号に、「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条第四項及

び第六項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改める。

第六十四條第三項中「大蔵大臣(を」大蔵大臣及び内閣総理大臣(に、「大蔵大臣及びを」大蔵大臣並びに内閣総理大臣及びに改める。

第六十五條中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改める。

第六十六條第一項及び第三項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第三章第四節第一款中第六十七條の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への協議)

第六十七條の二 内閣総理大臣は、その行おうとする通格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六十八條、第六十九條、第七十條第一項及び第七十三條第六項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改める。

第七十四條第四項及び第十一項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条に次の一項を加える。

12 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しな

ければならない。

第七十九條第一項及び第三項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改める。

第八十一條の三第三項中「場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは都道府県知事に協議し、を」ときは、内閣総理大臣(に、「労働大臣を」内閣総理大臣及び労働大臣に改め、同条に次の一項を加える。

4 大蔵大臣は、前項の同意を得て、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは、都道府県知事に協議しなければならない。

第八十一條の四第五項中「第五十六條第四項を」第五十六條第五項に改める。

第八十三條中「大蔵大臣を」金融監督庁長官に、「この法律の規定によるを」前項の規定により委任されたに、「行わせるを」委任するに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第八十七條第二号中「第五十六條第四項を」第五十六條第五項に改める。

第九十一條に次の一号を加える。

八 第五十五條第三項、第五十九條第四項、第六十條第三項、第六十一條第七項(第六十二條第四項において準用する場合を含む。)、第六十六條第四項又は第七十四條第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則第八條第一項第一号及び第六号中「大蔵

大臣を「内閣総理大臣」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項中「規定は、の下に「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を加え、同条第四項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

附則第十七条第三項中「及び」の下に「第四項並びに」を、「規定は、の下に「大蔵大臣」を加える。

附則第二十二條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第三十八條 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する内閣総理大臣の権限は、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十九條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七條に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第五十八條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定により第一項の期限を延長するときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第五十九條第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第六十五條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 主務大臣は、前項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第六十八條の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第六十八條の三第五項中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に改める。

第七十條の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十七條第二項及び第三項、第三章第四節(第六十五條第三項及び第四項を除く。)並びに前条に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、第二十一條第三項及び第五十八條第五項(第五十九條第五項及び第六十八條の三第五項において準用する場合を含む。)に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

第七十條に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・大蔵省令とする。

第七十二條第一項第二号中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に、「第六十五條第四項」を「第六十五條第五項」に改める。

項を「第六十五條第五項」に改める。

第七十六條に次の一号を加える。
八 第五十七條第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

附則第八條第三項中「及び」の下に「第四項並びに」を加える。

附則第十二條を附則第十三條とし、附則第十三條の次に次の一條を加える。
(主務大臣)

第十二條 第七十條第一項本文の規定にかかわらず、附則第一條第二項に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、附則第七條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

(銀行法の一部改正)

第四十條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第十四條の二及び第五十九條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十四條の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」及び大蔵大臣に改める。

第五十七條の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への協議)
第五十七條の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五十七條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第五十三條の規定による届出(同条第五号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第二十六條第一項又は第二十七條の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し
(大蔵大臣への通知)

第五十七條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第五十三條の規定による届出(同条第五号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第四條第一項の規定による免許
二 第十六條の二第一項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二條第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行の株式の取得又は所有に係る場合に限る。)、第三十條第一項から第三項まで又は第三十七條第一項の規定による認可
三 第二十六條第一項又は第二十七條の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)
四 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し
(大蔵大臣への資料提出等)

第五十七條の四 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行その

他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第五十九条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第四条第一項の規定による免許
- 二 第二十七条又は第二十八条の規定による
- 三 第五十六条(同条第二号に係る部分に限る。)の規定による告示
- 四 第五十七条の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による通知

附則第五條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第十一條、第十七條及び第十八條並びに附則第二十條の見出し中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四十四條の次に次の一條を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十四條の二 大蔵大臣は、貸金業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、貸金業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、貸金業者(内閣総理大臣の登録を受けた者に限る。)又は協会若しくは連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

附則第九條に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七條及び第八條中「大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十條中「大蔵大臣」は、政令で定めるところにより」とあるのは「内閣総理大臣は」と、(の全部又は一部とあるのは「(政令で定めるものを除く。)」と、「都道府県知事」とあるのは「金融監督庁長官」と、「委任すること」ができる」とあるのは「委任する」とする。

附則第九條に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項に規定する政令で定める者に係る制度の調査、企画又は立案をするた

め必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 大蔵大臣は、第一項に規定する政令で定める者に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該政令で定める者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)
第四十二條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十三條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第十條第十一項及び第五十一條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十條第十一項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第三十三條中「第四十九條」を「第百五十六條の三第一項」に改める。

第五十一條を次のように改める。

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十一條 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制

度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、投資顧問業者又は証券投資顧問業協会若しくは全国証券投資顧問業協会連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第五十一條の次に次の一條を加える。
(権限の委任)

第五十一條の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第二十四條第一項の規定による認可
- 二 第三十九條第一項の規定による第二十四條第一項の認可の取消し

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(証券業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十四條 証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律百十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十八條第二項中「この章の下に」及び次章を加える。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十四条の二 大蔵大臣は、抵当証券業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、抵当証券業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、抵当証券業者又は抵当証券保管機構若しくは協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五条中「大蔵大臣を」金融監督庁長官に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(第二十七条第一項及び第二項の規定による権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

(金融先物取引法の一部改正)

第四十五条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十条の二」を「第九十条」に改める。

本則(第三十七条第二項及び第四十三条第一項を除く)中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三条第一項及び第十四条中「大蔵大臣の下に」及び内閣総理大臣を加える。

第十七条第一項中、業務規程又は受託契約

平成九年五月二十九日 衆議院会議録第四十号

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

準則」を「又は業務規程(金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務(次項及び第五十五条において「取引の公正の確保に係る業務」という)に関するものに限る。)」に改め、「大蔵大臣の下に」及び内閣総理大臣を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 業務規程(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く)又は受託契約準則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をしうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

5 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二十七条第三項、第三十条第二項及び第三十三条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第三十八条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第三十九条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第四十三条第二項中「大蔵大臣の下に」及び内閣総理大臣を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

第四十五条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第四十八条第二項を次のように改める。

2 金融先物取引所は、大蔵大臣が、取引の事情を考慮して金融先物取引の受託について受託契約準則で定めるべき委託証拠金の料率の下限を定めたときは、これを下回る料率を定めてはならない。

第四十九条第二項及び第三項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第五十二条第一項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。ただし、大蔵大臣の金融先物取引所の会員に対する同項の規定による権限は、これを単独に行使しないものとする。

第五十二条の二を削る。

第五十三条及び第五十四条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第五十五条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「業務規程、受託契約準則その他の規則」を「及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。)」に、「又は」を、「又は」に改め、同条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く)について、金融先物取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要と認める変更その他の処分を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定による処分を命じようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条、第六十四条第一項及び第七十六条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十二条第二項及び第三項」を「第五十二条第三項及び第四項」に改める。

第七十七条の二を削る。

第七十八条、第七十九条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十三条の二、第八十八条の二及び第八十九条(見出しを含む)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九十条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第五十一条第二項及び第三項」を「第五十二条第三項及び第四項」に改める。

第九十条の二を削る。

第九十一条中「大蔵大臣は、第五十三条、第五十四条又は」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣は第五十三条又は第五十四条の規定による処分を

したとき、内閣総理大臣は」に改める。

第九十一条の三の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第九十一条の四 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第九十二条を次のように改める。

(権限の委任)

第九十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第十四条の規定による設立の免許

二 第五十三条第一項(第三号を除く。)の規定による第十四条の設立の免許の取消し

2 金融監督庁長官は、次に掲げる権限を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十二条の規定による権限(金融先物取引所に対するものにあつては金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するもの)

限るものとし、金融先物取引所の会員に対するものにあつては金融先物取引又はその受託の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

二 第七十七条の規定による権限(金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

三 第九十条の規定による権限(金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る金融先物取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

3 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

6 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十二条の二(「第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第四項」に改める。
第九十五条第三号中「第五十五条」を「第五十

五条第一項若しくは第二項に改める。

第一百一条第二号中「第十七条第二項前段」を「第十七条第四項前段」に改める。

「第十七条第四項前段」に改める。
「第四十条第二号の二」中「第十七条第二項後段」を「第十七条第四項後段」に改め、同条第四号中「第三十八条又は第三十九条」を「第三十八条第一項又は第三十九条第一項」に改め、同条第七号中「第四十三条第一項」を「第四十三条第三項」に改める。

第二百一十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財務支局長が」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者を指定するものとする。

(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)
第四十六条 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第十三条第八項及び第二十八条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三条第八項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第二十三条第二項中「この章」の下に「及び次章」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十七条の二 大蔵大臣は、前払式証券に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、前払式証券に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、自家型発行者等又は協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第二十八条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

附則第七條第三項第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)
第四十七条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「この法律による権限」を「前項の規定により金

金融監督庁長官に委任された権限並びにこの法律による農林水産大臣及び通商産業大臣の権限について、「地方支分部局の長を」とその一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第二章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第五十条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十条の二 大蔵大臣は、商品投資販売業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第四十八条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「第四十九条第一項(外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。の)」を「第五十六条の三第一項に規定する」に改める。

(国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十九条 国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための

麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「主務大臣(の下に)主務大臣が内閣総理大臣である場合」にあっては金融監督庁長官とし、を加え、「都道府県知事」を「都道府県知事とする」に改め、同条第三項中「主務大臣」の下に「(主務大臣が内閣総理大臣である場合)にあっては、金融監督庁長官。第七条において同じ。」を加える。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第五十条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改め、同条第三項中「この法律による権限」を「前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律による通商産業大臣の権限について」、「地方支分部局の長を」とその一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第七十二条の二 大蔵大臣は、特定債権等該受

業及び小口債権販売業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五十一条 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十七条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第五十二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第四十五条の二 この法律による主務大臣の権限であつて、前条の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの(政令で定めるものを除く。)は、金融監督庁長官に委任する。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第五十三条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令・建設省令」を「総理府令・大蔵省令・建設省令」に改め、同条第三項中「この法律による主務大臣の権限」を「前項の規定により金融監督庁長官

に委任された権限及びこの法律による建設大臣の権限について、「地方支分部局の長を」とその一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十九条の二 大蔵大臣は、不動産特定共同事業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(保険業法の一部改正)

第五十四条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則(第百一十六条第二項、第百九十条第十一項、第百一十三條第十二項、第百五十九條から第百六十一條まで、第百六十三條から第百六十五條まで、第百六十九條第二項、第百七十條、第百九十一條第十二項、第百一十條第一項、第百一十二條及び第百一十三條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。第百一十六條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

一 第三条第一項、第百八十五條第一項又は

第二百十九条第一項の規定による免許

二 第二百三十三條、第二百三十四條、第二百五
 條、第二百六條、第二百三十一條又は第二
 百三十二條の規定による第三條第一項、第
 百八十五條第一項又は第二百十九條第一項
 の免許の取消し

三 第二百八十九條前段若しくは第二百十二
 條前段又は第二百三十七條(同條第二号に
 係る部分に限る。若しくは第二百七十三條
 (同條第二号に係る部分に限る。))の規定に
 よる告示

四 第三百十一條の三第一項(同項第一号及
 び第五号に係る部分に限る。))の規定による
 通知

第三百三十六條第三号中「第二百六十九條第
 二項を」第二百六十七條第五項、第二百六十九
 條第二項に改める。

附則第五條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理
 大臣」に改める。

附則第三十八條第三項中「大蔵省令」を「総理
 府令・大蔵省令」に改める。

附則第六十一條に後段として次のように加え
 る。

この場合において、なお従前の例によるこ
 ととされる旧法第九十條第二項に規定する主
 務大臣は、内閣総理大臣とする。

附則第六十二條に後段として次のように加え
 る。

この場合において、なお従前の例によるこ
 ととされる旧法第八十九條第二項に規定する
 主務大臣は、内閣総理大臣とする。

附則第七十五條第二項中「大蔵省令」を「総理

府令・大蔵省令」に改める。

附則第七十八條第一項に後段として次のよう
 に加える。

この場合において、なお従前の例によるこ
 ととされる同條の規定により同條の書類を提
 出しなければならぬ先は、内閣総理大臣と
 する。

附則第七十九條中「大蔵省令」を「総理府令・
 大蔵省令」に改める。

附則第八十三條に後段として次のように加え
 る。

この場合において、なお従前の例によるこ
 ととされる同項の規定により同項の事業の報
 告書を提出しなければならない先は、内閣総
 理大臣とする。

附則第七十七條中「大蔵大臣の免許及び新法第
 百八十五條第一項の大蔵大臣」を「内閣総理大
 臣の免許及び新法第百八十五條第一項の内閣総理
 大臣」に改める。

附則第七十五條第一項に後段として次のよう
 に加える。

この場合において、なおその効力を有する
 ものとされる旧募集取締法第七條中「大蔵大
 臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則第七十五條第二項に後段として次のよう
 に加える。

この場合において、なおその効力を有する
 ものとされる旧募集取締法第七條の三各号列
 記以外の部分中「大蔵大臣」とあるのは、「内
 閣総理大臣」とする。

附則第七十九條第一項及び第二項中「大蔵大
 臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第三項中「大

蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第二百一十一條中「大蔵大臣」を「内閣総理
 大臣」に改める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促
 進等に関する特別措置法の一部改正)
 第五十五條 特定住宅金融専門会社の債権債務の
 処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法
 律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「附則第九條」を「附則第九條
 第一項」に改める。

第十五條第二項中「法務省の下に」、金融監
 督庁を加える。

(金融機関の更生手続の特例等に関する法律の
 一部改正)
 第五十六條 金融機関の更生手続の特例等に関す
 る法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次の
 ように改正する。

目次中第六章 罰則(第百九十五條、第二百
 一十條)を、第五章の二 雑則(第百九十四條の
 一)を、第六章 罰則(第百九十五條、第二百
 一十條)に改める。

第二條第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
 に改める。

第六十一條第四項を同條第五項とし、同條
 第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」
 を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同
 條第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣(労働金庫については、内閣
 総理大臣及び労働大臣。第百七十八條第二項
 において同じ。)は、前項の規定により更生手
 続開始の申立てをすることが信用秩序の維持
 に重大な影響を与えるおそれがあると認める

ときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図る
 ために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議し
 なければならない。

第百七十八條第三項を同條第四項とし、同條
 第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條
 第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加え
 る。

2 第百六十一條第二項の規定は、内閣総理大
 臣が前項の規定によりする破産の申立てにつ
 いて準用する。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 雑則
 (金融監督庁長官への権限の委任)
 第百九十四條の二 内閣総理大臣は、この法律
 による権限第百七十八條第一項の規定による
 破産の申立てを除く。を金融監督庁長官に
 委任する。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との
 合併等に関する法律の一部改正)
 第五十七條 農林中央金庫と信用農業協同組合連
 合会との合併等に関する法律(平成八年法律第
 百十八号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可をしたとき
 は、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知する
 もとする。

第二十六條の見出しを「(主務大臣等)」に改
 め、同條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改
 め、同條に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政
 令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に
 委任する。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に
 関する法律案及び同報告書

(日本銀行法の一部改正)

第五十八條 日本銀行法(平成九年法律第
号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第二項中「届け出」を「届け出ると
ともに、金融監督庁長官に通知し」に改める。

第三十八條第一項中「金融機関の業務又は財
産その他の状況に照らし」を「銀行法昭和五十
六年法律第五十九号(第五十七條の二の規定そ
の他の法令の規定による内閣総理大臣との協議
に基づき)」に改め、「当該」の下に「協議に係る」
を加える。

第四十四條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督
庁長官」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、金融監督庁設置法(平成九
年法律第 号)の施行の日から施行する。

(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)

第二條 この法律による改正前の担保附社債信託
法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀
行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の
信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁
止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同
組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に
関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協
同組合法、協同組合による金融事業に関する法
律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信
用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小
漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫
法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、
農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換
に関する法律、外国証券業者に関する法律、預

金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産
業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制
等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の
規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関
する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制
等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に
関する法律、国際的な協力の下に規制業物に係
る不正行為を助長する行為等の防止を図るため
の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する
法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法
律、金融制度及び証券取引制度の改革のための
関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融
機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同
事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例
等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同
組合連合会との合併等に関する法律又は日本銀
行法(以下「旧担保附社債信託法等」という。)の
規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免
許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は
通知その他の行為は、この法律による改正後の
担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫
法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する
法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す
る法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保
険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合
法、中小企業等協同組合法、協同組合による金
融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証
券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、
貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協
会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損
害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関

の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に
関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入
促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行
法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に
係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証
券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、
前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に
係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の
下に規制業物に係る不正行為を助長する行為等
の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等
の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業
の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制
度の改革のための関係法律の整備等に関する法
律、協同組織金融機関の優先出資に関する法
律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機
関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央
金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関
する法律又は日本銀行法(以下「新担保附社債信
託法等」という。)の相当規定に基づいて、内閣
総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、
許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知
その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法
等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対
してされている申請、届出その他の行為は、新
担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内
閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してさ
れた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣
その他の国の機関に対し報告、届出、提出その
他の手続をしなければならない事項で、この法

律の施行の日前にその手続がされていないもの
については、これを、新担保附社債信託法等の
相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国
の機関に対して報告、届出、提出その他の手続
をしなければならない事項についてその手続が
されていないものとみなして、新担保附社債信
託法等の規定を適用する。

(大蔵省等に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に効力を有する旧
担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新
担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と
しての効力を有するものとする。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過
措置)

第四條 従前の大蔵省の自動車損害賠償責任保険
審議会は、金融監督庁の自動車損害賠償責任保
險審議会となり、同一性をもって存続するもの
とする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の自動車損害
賠償責任保険審議会の委員である者は、この法
律の施行の日、この法律による改正後の自動
車損害賠償保障法第三十五條第一項又は第二項
の規定により、金融監督庁の自動車損害賠償責
任保険審議会の委員として任命されたものとみ
なす。この場合において、その任命されたもの
とみなされる者の任期は、同条第三項の規定に
かかわらず、同日における大蔵省の自動車損害
賠償責任保険審議会の委員としての任期の残任
期間と同一の期間とする。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に關する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を圖る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に關する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を圖ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融監督庁の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に關する大蔵省の事務等を金融監督庁の事務等とすることとし、国家行政組織法、総理府設置法、大蔵省設置法その他の行政組織に關する法律について、所要の規定の整備を圖ること。

2 金融監督庁の設置に伴い、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に係る大蔵大臣の権限を、改善命令、業務停止命令、免許の取消し、合併の認

可等の破綻処理に關連する権限を含め、内閣総理大臣の権限とするほか、預金保険法等に基づく適格性の認定等に關する大蔵大臣の権限を内閣総理大臣の権限とすること。

3 内閣総理大臣は、銀行等に対し業務停止命令等の処分をすることが信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持等を圖るために必要な措置に關し、大蔵大臣に協議するほか、改善命令等の処分をしたときは、その旨を大蔵大臣に通知すること。

4 大蔵大臣は、銀行、保険業、証券取引等に關する制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出等を求めることができること。

5 大蔵大臣は、銀行、保険会社、証券会社等に對し、その制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、資料の提出その他の協力を求めることができること。

6 内閣総理大臣は、免許等を除き、その権限を金融監督庁長官に委任すること。

7 この法律は、金融監督庁設置法の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、金融監督庁設置法の施行に伴う措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に對し、池田元久君外一名から、同君外一名提出の金融監督庁設置法案に對する修正案に關連して、内閣総理大臣に義務付けら

れている大蔵大臣との事前協議に關する規定を削除するとともに、各省大臣との共管とされてゐる各種金融機関に對する検査及び監督を金融庁長官に一元化すること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成九年五月二十八日

行政改革に關する特別委員長 編貫 民輔

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案に對する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、民間金融機関の検査・監督に万全を期するため、金融監督庁における組織の効率的運用、人材の確保、要員の専門能力の向上を圖ること等により、検査・監督体制の強化・充實を圖ること。

一、金融監督庁長官が委任により財務局等に検査・監督を行わせるに当たっては、大蔵省が財務局を介して金融監督行政に對して不当な影響力を行使することがないよう、金融監督庁長官による指揮監督を徹底すること。

一、内閣総理大臣が金融監督庁長官を任命するに当たっては、今次の国会審議を踏まえ、適切な人選を行うこと。

一、金融監督庁設立後の大蔵省との人事交流は、金融監督庁の独立性並びに金融行政における企

画・立案と検査・監督との緊張関係を維持する趣旨にのっとり、長官の独立した人事権の下、責任ある幹部職員についてこれを避けること。

一、共同省令の制定・改廃に当たっては、検査・監督業務の透明性と独立性が確保されるよう、大蔵省の不当な介入を排し、総理府が主導的立場に立つて、制定・改廃を行うこと。

一、大蔵省が銀行、保険会社、証券会社等に對し、資料の提出その他の協力を直接求める規定については、その必要が認められる場合は補完的手段であることにかんがみ、厳に限定的な運用に止め、いやくも二重行政といわれることがないようにすること。

一、金融監督庁の行う検査・監督業務については、早急に透明なルールを確立しこれに基づき厳正かつ的確に行うとともに、その事務の処理状況について国会に報告すること。

一、財政と金融のあり方については、政策決定及び行政機構の根幹に關する問題であり、主要国の機構も参考にしながら、中央省庁再編の中で結論を得ること。

一、金融機関の検査・監督については、金融監督庁への一元化を推進すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二二〇〇円
送料	別